

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 法務省

〔官庁報告〕

規 則

則

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）に基づき、人事院規則八一一二（職員の任免）の一部改正に關し次の人事院規則を制定する。

令和七年六月九日

人事院規則八一一二

規則

人事院総裁 川本 裕子

人事院規則八一一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

人事院規則八一一二

規則

人事院規則八一一二

規則

人事院規則八一一二

規則

規則

規 則

目 次

官序事項

改

改

改

改

正

正

正

正

正

後

後

後

後

後

後

〔名簿の有効期間〕

- 人事院規則八一一二（職員の任免）の一部を改正する人事院規則
- （一部を改正する人事院規則）
（人事院八一一二一二三）

〔その他告示〕

- 出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産八八七）

- 農業を登録した件（同八八八）

- 農業の登録が失効した件（同八八九）

- 保安林の指定をする件

(同八九〇～八九六)

- 電気事業法第七十二条の規定に基づき登録適合性確認機関の代表者の氏名の変更の届出があつた件

(経済産業八九)

- 自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示の一部を改正する告示（国土交通四五三）

- 船舶安全法の規定に基づき、型式承認をした件（同四五四～四五八）

- 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき、型式承認をした件（同四五九）

- 浄化槽の型式の認定を更新した件（中部地方整備局六八）

官序
官序事項
裁判所
建設業の許可の取消処分関係
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明關係
会社その他

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
(厚生労働省)

人事院規則八一一八（採用試験）第二十三条第一項の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十七号の一部改正に關し、決定した件（人事院公示一八）

人事院規則八一一八（採用試験）第二十三条第一項の規定に基づき、平成二十三年人事院公示第十七号の一部改正に關し、決定した件（人事院公示一八）

改	正	後	改	正	前
第十四条	名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。 (略)	第十四条	名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。 (略)	第十四条	名簿の有効期間は、名簿の効力が発生した日から一年とする。ただし、次の各号に掲げる採用試験に係る名簿にあっては、当該各号に定める期間とする。 (略)
二	規則八一一八第三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験 七年	二	規則八一一八第三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験 六年六月	二	規則八一一八第三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験 六年六月
三・四	(略)	三・四	(略)	三・四	(略)
2・3	(略)	2・3	(略)	2・3	(略)

附 則
(施行期日)

この規則は、令和七年十二月一日から施行する。
(経過措置)

規則八一一八（採用試験）第二十三条第一項第二号に掲げる採用試験のうち同規則第四条第一項の規定により区分された教養の採用試験（この規則の施行前に規則八一一八第十九条の規定に基づき告知されたものに限る）の結果に基づいて作成された法第五十条に規定する採用候補者名簿の有効期間については、この規則による改正後の規則八一一二第十四条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

そ の 他 告 示

○農林水産省告示第八百八十七号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月九日

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ 年月日
Anthurium Schott	AN288737	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665 KV Bleiswijk, The Netherlands	第37650号 令和7年4月30日

○農林水産省告示第八百八十八号

農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第三条第九項の規定により、令和七年五月十四日付けをもつて次の農業を登録し、同法第十三条の規定による公告する。

令和七年六月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
24966 ジメトモルフ・銅水和剤 ホクコーフェステイバ 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号
ルC水和剤 北興化学工業株式会社 代表取締役社長 在野健一

24967 有機銅塗布剤 パッチレート 東京都中央区京橋一丁目19番8号 日本農業株式会社 代表取締役社長 岩田浩幸

○農林水産省告示第八百八十九号

農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十一条第一項の規定により、次の農業の登録は失効したので、同法第十三条の規定により公告する。

令和七年六月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

登録番号 農業の種類 農業の名称 製造者又は輸入者の氏名及び住所
18598 スルフルクロール・ベンズル フサメツツル・フロアブ 東京都台東区池の端一丁目4番26号 クニアイ化学工業株式会社 代表取締役社長 横山慶一

○農林水産省告示第八百九十号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日 農林水産大臣 小泉進次郎
一 保安林の所在場所 静岡県島田市川根町身成字一色四二三七、四二三七の二、四二四四の一、字日掛山四四一三の五（次の図に示す部分に限る）、四四一六
二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐によることとする。
2 その他の森林については、主伐は、択伐によることとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月九日 農林水産大臣 小泉進次郎
1 次の森林については、主伐は、択伐によることとする。
2 その他の森林については、主伐は、択伐によることとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び島田市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第八百九十一号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

（一）指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐によることとする。
2 その他の森林については、主伐に係る伐木の伐採計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

字長原三三〇三の三・三三〇五の四・三三〇八（以上三筆について次の図に示す部分に限る）

2 その他の森林については、主伐に係る伐木の伐採計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

字矢櫃甲四〇四七の一六・甲四〇四七の一七、甲四〇四七の二一、甲四〇四七の二四

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第八百九十二号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日 農林水産大臣 小泉進次郎
1 保安林の所在場所 佐賀県武雄市北方町大字大渡字一本松三五八四の一・字平原三九九七の五（以上二筆について次の図に示す部分に限る）、字永池三九八七の一、三九八七の四

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第八百九十三号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日 農林水産大臣 小泉進次郎
1 保安林の所在場所 佐賀県伊万里市大川町山口字長原三三〇三の三・三三〇五の四・三三〇八

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。

（次の図）及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 佐賀県藤津郡太良町大字

大浦字舟津丁五九三の八

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

ものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(次のことおり)は、省略し、その関係書類を佐

賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

○農林水産省告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 佐賀県伊万里市大川町立

川字大光一五九の一、一六〇の一、一六五、一

七四から一七六まで、一七七の九、一七七の一

三、一七七の一四

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

字大光一五九の一・一六〇の一・一六
五・一七七の一三・一七七の一四（以上五
筆について次の図に示す部分に限る）、一

七六

2 その他の森林については、主伐に係る伐

採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(次のことおり)は、省略し、そ

の図面及び関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第八百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月九日

農林水産大臣 小泉進次郎

一 保安林の所在場所 岐阜県関市上之保字押之

平四七九〇、四七九二、四八〇〇、四八〇三、

四八〇四の二

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐によ

る。

字押之平四七九〇・四七九一・四八〇

〇・四八〇三・四八〇四の二（以上五筆に

ついて次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐

採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木

は、当該立木の所在する市町村に係る市町

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の

ものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種 次のとおりとする。

(次のことおり)は、省略し、そ

の図面及び関係書類を岐阜県庁及び関市役所に備

え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第八十九号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十二条の規定に基づく登録適合性確認機関の代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第百十二条の二第四号の規定に基づき、公示する。

令和七年六月九日

一般財団法人日本海事協会 会長 坂下 広朗

名 称	変更前後別	代表者の氏名
後	前	会長 坂 下 広 朗
		会長 坂 下 広 朗

経済産業大臣 武藤 容治

備考 （その一）塗色は、自動車の前面及び後面において、自家用自動車登録番号標にあつては図（その二）、自家用車両番号標にあつては図（その三）によること。	 <p>(その三)</p>	 <p>(その二)</p>																																				
	<p>彩色</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">一 地色</td> <td style="width: 33%;">二 緑色</td> <td style="width: 33%;">三 文字色</td> </tr> <tr> <td>白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク</td> <td>黄色及び緑色</td> <td>緑色</td> </tr> <tr> <td>黄色、灰色及び緑色</td> <td>文字色</td> <td>地色</td> </tr> <tr> <td>青緑色、水色、青色、ピンク</td> <td>緑色</td> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>白色、灰色、青緑色</td> <td>地色</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>青色、ピンク</td> <td>文字色</td> <td>灰色</td> </tr> </table>	一 地色	二 緑色	三 文字色	白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク	黄色及び緑色	緑色	黄色、灰色及び緑色	文字色	地色	青緑色、水色、青色、ピンク	緑色	白色	白色、灰色、青緑色	地色	黄色	青色、ピンク	文字色	灰色	<p>彩色</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">一 地色</td> <td style="width: 33%;">二 緑色</td> <td style="width: 33%;">三 文字色</td> </tr> <tr> <td>白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク</td> <td>黄色及び緑色</td> <td>緑色</td> </tr> <tr> <td>黄色、灰色及び緑色</td> <td>文字色</td> <td>地色</td> </tr> <tr> <td>青緑色、水色、青色、ピンク</td> <td>緑色</td> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>白色、灰色、青緑色</td> <td>地色</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>青色、ピンク</td> <td>文字色</td> <td>灰色</td> </tr> </table>	一 地色	二 緑色	三 文字色	白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク	黄色及び緑色	緑色	黄色、灰色及び緑色	文字色	地色	青緑色、水色、青色、ピンク	緑色	白色	白色、灰色、青緑色	地色	黄色	青色、ピンク	文字色	灰色
一 地色	二 緑色	三 文字色																																				
白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク	黄色及び緑色	緑色																																				
黄色、灰色及び緑色	文字色	地色																																				
青緑色、水色、青色、ピンク	緑色	白色																																				
白色、灰色、青緑色	地色	黄色																																				
青色、ピンク	文字色	灰色																																				
一 地色	二 緑色	三 文字色																																				
白色、灰色、青緑色、水色、青色、ピンク	黄色及び緑色	緑色																																				
黄色、灰色及び緑色	文字色	地色																																				
青緑色、水色、青色、ピンク	緑色	白色																																				
白色、灰色、青緑色	地色	黄色																																				
青色、ピンク	文字色	灰色																																				

別表第一第六号を同表第七号とし、同表第五号を同表第六号とし、同表第四号の次に次の二号を加える。
 五 令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会を記念して交付する自動車登録番号標又は車両番号標次の表の下欄に定める塗色

（その一）	 <p>(その一)</p>	 <p>(その二)</p>	<p>取組</p>																																			
	<p>彩色</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">一 地色</td> <td style="width: 33%;">二 緑色</td> <td style="width: 33%;">三 文字色</td> </tr> <tr> <td>白色、青緑色、水色、青色、ピンク</td> <td>黄色及び緑色</td> <td>緑色</td> </tr> <tr> <td>白色、青緑色</td> <td>文字色</td> <td>地色</td> </tr> <tr> <td>青緑色、水色、青色、ピンク</td> <td>緑色</td> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>白色、青緑色</td> <td>地色</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>青色、ピンク</td> <td>文字色</td> <td>灰色</td> </tr> </table>	一 地色	二 緑色	三 文字色	白色、青緑色、水色、青色、ピンク	黄色及び緑色	緑色	白色、青緑色	文字色	地色	青緑色、水色、青色、ピンク	緑色	白色	白色、青緑色	地色	黄色	青色、ピンク	文字色	灰色	<p>塗色</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">一 地色</td> <td style="width: 33%;">二 緑色</td> <td style="width: 33%;">三 文字色</td> </tr> <tr> <td>白色、青緑色、水色、青色、ピンク</td> <td>黄色及び緑色</td> <td>緑色</td> </tr> <tr> <td>白色、青緑色</td> <td>文字色</td> <td>地色</td> </tr> <tr> <td>青緑色、水色、青色、ピンク</td> <td>緑色</td> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>白色、青緑色</td> <td>地色</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>青色、ピンク</td> <td>文字色</td> <td>灰色</td> </tr> </table>	一 地色	二 緑色	三 文字色	白色、青緑色、水色、青色、ピンク	黄色及び緑色	緑色	白色、青緑色	文字色	地色	青緑色、水色、青色、ピンク	緑色	白色	白色、青緑色	地色	黄色	青色、ピンク	文字色	灰色
一 地色	二 緑色	三 文字色																																				
白色、青緑色、水色、青色、ピンク	黄色及び緑色	緑色																																				
白色、青緑色	文字色	地色																																				
青緑色、水色、青色、ピンク	緑色	白色																																				
白色、青緑色	地色	黄色																																				
青色、ピンク	文字色	灰色																																				
一 地色	二 緑色	三 文字色																																				
白色、青緑色、水色、青色、ピンク	黄色及び緑色	緑色																																				
白色、青緑色	文字色	地色																																				
青緑色、水色、青色、ピンク	緑色	白色																																				
白色、青緑色	地色	黄色																																				
青色、ピンク	文字色	灰色																																				

(ふのい)



彩色

一 地色
白色、青緑色、水色、
青色、ピンク色、黄色、
黄緑色及び緑色

二 緑色
黄色

三 文字色
緑色



備考
塗色は、自動車の前面及び後面において、自家用自動車登録番号標にあつては図(ふのい)、事業用自動車登録番号標にあつては図(ふのい)、自家用車両番号標にあつては図(ふのい)による。)

別表第三を次のように改める。

別表第三(第三条関係)

塗	色	期	間
別表第一第一号及び別表第一第一号下欄に定める塗色	平成二十九年四月三日から令和二年一月三十日まで	別表第一第二号及び別表第一第二号下欄に定める塗色	平成二十九年十月十日から令和三年十一月三十日まで
別表第一第三号及び別表第一第三号下欄に定める塗色	令和四年四月十八日から令和九年四月三十日まで	別表第一第四号及び別表第一第四号下欄に定める塗色	令和四年十月二十四日から令和七年十一月三十日まで
別表第一第五号及び別表第一第五号下欄に定める塗色	令和七年七月十四日から令和九年十一月三十日まで	別表第一第六号及び別表第一第六号下欄に定める塗色	平成三十年十月一日から
別表第一第七号及び別表第一第七号下欄に定める塗色	令和五年十月二十三日から		

○国土交通省告示第四百五十四号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年四月二十三日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

第5816号 小型船舶用救命胴衣(膨脹式) 高階救命器具株式 大阪府大阪市浪速区久保吉
○国土交通省告示第四百五十号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年四月二十三日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

国土交通大臣 中野 洋昌
型式承認番号 物件の名称 物件の型式 製造者の名称 製造者の住所

第5817号 小型船舶用救命胴衣(膨脹式) 高階救命器具株式 大阪府大阪市浪速区久保吉
○国土交通省告示第四百五十六号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年四月二十三日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

国土交通大臣 中野 洋昌

第5818号 小型船舶用救命胴衣(膨脹式) B—Lifejac—IF 株式会社QUEE 大阪府堺市北区百舌鳥梅町
N 1丁16-4-1ラレックス
城ノ山1号
○国土交通省告示第四百五十七号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年五月十三日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則(昭和四十八年運輸省令第五十号)第十一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

国土交通大臣 中野 洋昌

附 則
この告示は、令和七年七月十四日から施行する。

第5819号 船外機(小型船用) B C B J 本田技研工業株式 本社 東京都港区南青山二丁目1番1号

○国土交通省告示第四百五十八号
船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ五第一項の規定に基づき、令和七年五月十三日付けをもつて次のように型式承認したので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

型式承認

物件の名称 物件の型式 製造者の名称 製造者の住所
蓄電池一体型井 EBLU-1102L 三信船舶電気株式会社 東京都千代田区内神田1丁目16番8号

○国土交通省告示第四百五十九号
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、令和七年五月二十一日付けをもつて次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月九日

型式承認

物件の名称 物件の型式 製造者の名称 製造者の住所
P-658号 油吸着材（マツト状のもの） ECOSASS油吸 ASPiA JA 東京都台東区蔵前4丁目
P-659号 油吸着材（ロープ状のもの） ECOSASS油吸 " "

○中部地方整備局規則第六十八号
淨化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、令和七年六月八日付けをもつて次のように工場において製造される淨化槽の型式の認定を更新したので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

令和七年六月九日

認定更新番号表

中部地方整備局長 佐藤 寿延
(令和7年6月8日)

製造業者名 代表者名	更新前の認定番号	更新後の認定番号
AG機 代表取締役 児玉 英機	5-20K-H-001	5-25K-H-001
ガイア浄化槽 NCI-A型	-1	-1
NCI-B1型	"	"
NCI-B2型	-2	-2
NCI-B3型	-3	-3
NCI-C1型	-4	-4
NCI-C2型	-5	-5
NCI-C3型	-6	-6
NCI-D型	-7	-7

国 会 事 項

第四 資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
第五 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

衆議院
法律公布奏上及び通知
議案提出

六月五日衆議院から次の内閣提出案を受領し院に通知した。
自殺対策基本法の一部を改正する法律案

議案提出（予備審査）
六月五日議員から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十七名提出）

国家公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十七名提出）

公務員厚設置法案（大島敦外十七名提出）
地方公務員法等の一部を改正する法律案（大島敦外十六名提出）

地方公務員の労働関係に関する法律案（大島敦外十六名提出）

議案送付
六月五日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

信託業法の一部を改正する法律案
議案通知
六月五日参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律案
議事日程
六月六日の議事日程は次のとおり。

議事日程 第二十六号
令和七年六月六日（金曜日）
午前十時開議
第一 日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第二 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三 行政書士法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

議事日程
六月五日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
信託業法の一部を改正する法律案（閣法第三八号）
議案受領（予備審査）
六月五日衆議院から次の議案が送付された。
国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（神谷裕外八名提出）
（衆第三八号）
国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（神谷裕外八名提出）
農業用植物の優良な品種を確保するための公的新品種育成の促進等に関する法律案（神谷裕外八名提出）
（衆第四〇号）
地域在来品種等の種苗の保存及び利用等の促進に関する法律案（神谷裕外八名提出）
（衆第四一号）
食料供給困難事態対策法の一部を改正する法律案（神谷裕外四名提出）
（衆第四二号）
通知書受領
六月五日衆議院から、次の本院提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
自殺対策基本法の一部を改正する法律案
（衆第四二号）
また、同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
自殺対策基本法の一部を改正する法律
質問主意書提出
六月五日議員から次の質問主意書が提出された。
就職氷河期世代支援に関する質問主意書（山本太郎提出）
（第一四八号）
日米貿易交渉に関する質問主意書（山本太郎提出）
（第一四七号）
米軍機騒音の学校などへの影響に関する質問主意書（山本太郎提出）
（第一四九号）
ねんきん定期便への事業主負担額記載の方針及び意思決定プロセスに関する質問主意書（浜田聰提出）
（第一五〇号）
補助金不正事業等に対する総務省の告発及び監督責任に関する質問主意書（浜田聰提出）
（第一五一号）
日本最南端に位置する沖ノ鳥島への航空拠点整備に関する質問主意書（浜田聰提出）
（第一五二号）

報告書提出

六月五日委員長から次の報告書を提出した。
行政書士法の一部を改正する法律案（衆第三六六号）審査報告書
資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三一九号）審査報告書
円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（閣法第三二三号）審査報告書
日本国と自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求める件（閣案第七七号）審査報告書
日本国と自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求める件（閣案第八八号）審査報告書

人事異動

内閣

内閣大臣

武藤 容治

法務省

(小田原区検察庁副検事) 副検

事

沼田 博

(横浜区検察庁副検事) 同

横浜区検察庁副検事に配置換する
小田原区検察庁副検事に配置換する（以上六月五日）

新戸 雅之

官庁報告

官庁事項

人事院公示第18号

人事院は、人事院規則8-18（採用試験）第21条第1項の規定に基づき、平成23年人事院公示第17号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和7年6月9日

人事院総裁 川本 裕子

1 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改 正 後	改 正 前
1 採用試験の受験の申込み及び受験 一 採用試験の受験の申込み (1)～(3) (略) (4) 区分試験（規則第4条第3項に規定する区分試験をいう。以下同じ。）又は地域試験（規則第5条第2項に規定する地域試験をいう。以下この(4)において同じ。）に区分して行われる採用試験についての受験の申込みは、一の区分試験又は一の地域試験についてのみ行うことができる。	1 採用試験の受験の申込み及び受験 一 採用試験の受験の申込み (1)～(3) (略) (4) 区分試験（規則第4条第3項に規定する区分試験をいう。以下同じ。）又は地域試験（規則第5条第2項に規定する地域試験をいう。以下この(4)において同じ。）に区分して行われる採用試験についての受験の申込みは、一の区分試験又は一の地域試験についてのみ行うことができる。ただし、規則第3条第1項第2号に掲げる採用試験の区分試験のうち、教養の区分試験及び教養

(5)～(9) (略)

二 (略)

2～4 (略)

の区分試験以外の一の区分試験に受験の申込みを行う場合は、この限りでない。

(5)～(9) (略)

二 (略)

2～4 (略)

2 この決定による改正は、令和7年12月1日から効力を発生する。

労 働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、千葉労働局の関係事業主を代表する者安田達央の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第5条及び労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和31年政令第248号）第2条第1項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年6月9日

厚生労働大臣 福岡 資麿
記

1 推薦資格 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第3条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業の事業主が加入している事業主の団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 推荐手続 推荐に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書2部を添えて提出すること。

3 推荐締切日 令和6年6月18日

4 推荐書及び添付書類提出先 千葉労働局労働基準部労災補償課
様式

令和 年 月 日
厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

注1 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。

2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- 1 提出部数は正副2通とすること。
- 2 履歴書2通を添付すること。

公 告

諸事項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月9日

東北地方整備局長 西村 拓

1 処分をした年月日 令和7年5月15日
2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 破産者 株式会社エスボ 破産管財人 弁護士 阿部 弘樹 宮城县仙台市若林区白萩町35番19号 国土交通大臣許可（般一02）第27968号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（管工事業、消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

4 処分の原因となった事実 令和7年5月15日
付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年（家）第70343号

東京都板橋区大山東町44-8

申立人 東京都板橋都税事務所長

本籍東京都江東区白河3丁目6番地2、最後の住所東京都板橋区坂下1丁目39番14-705号サンライフマンション、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日令和4年11月23日、出生の場所東京都中央区、出生年月日昭和34年7月22日、職業不明

被相続人 亡 松原 啓二

事務所東京都千代田区内幸町2丁目2番2号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 澤口 鉄馬

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第70467号

東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑207番地

申立人 小林佐和子

本籍千葉県いすみ市大原10405番地2、最後の住所東京都品川区荏原6丁目18番5号ラメゾン・リブラン 202、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日令和6年8月16日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和29年11月13日、職業不詳

被相続人 亡 君塚 徳一

事務所東京都港区虎ノ門1-15-12日本ガス協会ビル5階LM虎ノ門南法律事務所

相続財産清算人 弁護士 島田 敏雄

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第70643号

東京都千代田区一番町11-5 ファミリア一番町303 悠綜合法律事務所

申立人 山口 準子

本籍東京都墨田区駒場1丁目783番地、最後の住所東京都墨田区駒場1丁目20番17号、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日令和7年2月18日、出生の場所福島県福島市、出生年月日昭和8年1月25日、職業無職

被相続人 亡 佐藤美智子

事務所東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所・外国法共同事業

相続財産清算人 弁護士 大室 幸子

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第70693号

川崎市幸区中幸町4丁目7番地-202号

申立人 株式会社イーソリューション

本籍東京都江戸川区東小岩5丁目2717番地、最後の住所東京都江戸川区鹿骨5丁目32番12号、死亡の場所東京都江戸川区、死亡年月日令和6年11月18日、出生の場所千葉県君津郡龜山村、出生年月日昭和19年3月28日、職業不動産業

被相続人 亡 鈴木 實

事務所東京都千代田区平河町2丁目16番6号je Vビル9階 隅田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高橋 正樹

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第70718号

東京都渋谷区渋谷2-10-16スガハラビル5階

申立人 東 圭介

本籍東京都北区桐ヶ丘1丁目1320番地、最後の住所東京都北区上中里2丁目45番2号上中里つじ荘、死亡の場所東京都北区、死亡年月日令和6年10月30日、出生の場所北海道網走郡網走町、出生年月日昭和9年7月1日、職業無職

被相続人 亡 添田千枝子

事務所東京都港区南青山1丁目1番1号 新青山ビル東館19階 J M P法律事務所

相続財産清算人 弁護士 田辯研一郎

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年（家）第90108号

東京都港区浜松町2丁目3番1号

申立人 オリックス債権回収株式会社

本籍山梨県甲府市国母5丁目10番、最後の住所東京都昭島市松原町2丁目7番13号サンライズ松原101号、死亡の場所東京都府中市、死亡年月日令和5年8月24日、出生の場所山梨県甲府市、出生年月日昭和46年2月9日、職業不明

被相続人 亡 齊藤 孝子

事務所東京都日野市多摩平1丁目11番地の4かたくり法律事務所

相続財産清算人 弁護士 古田 理史

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年（家）第40221号

東京都中央区八重洲2丁目10番17号

申立人 株式会社商工組合中央金庫

本籍神奈川県横浜市中区本牧大里町56番地、最後の住所横浜市中区錦町17番地横浜マリンハイツ2号棟205号室、死亡の場所神奈川県横浜市中区、死亡年月日令和6年5月20日、出生の場所兵庫県神戸市兵庫区、出生年月日昭和29年3月30日、職業飲食店経営

被相続人 亡 佐武さゆり

事務所横浜市中区相生町1-18光南ビル4階-B号室

相続財産清算人 弁護士 石山 晃成

催告期間満了日 令和8年1月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40303号

青森県青森市橋本3-17-18

申立人 戸沼 清

本籍青森県つがる市車力町花林17番地1、最後の住所神奈川県横浜市旭区上白根2丁目19番16号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和7年2月22日、出生の場所北海道勇払郡苦小牧町、出生年月日昭和17年11月14日、職業会社員

被相続人 亡 中村 攻

事務所横浜市中区日本大通18K R Cビル403B

相続財産清算人 弁護士 関戸 淳平

催告期間満了日 令和8年1月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40304号

相模原市緑区東橋本1丁目8番1号ドミ中屋101

申立人 岩崎 智典

本籍東京都北区西ヶ原1丁目106番地、最後の住所横浜市泉区上飯田町4631番地特別養護老人ホームいずみ芙蓉苑、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日令和7年2月18日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和12年6月24日、職業無職

被相続人 亡 田丸 朝

事務所横浜市中区相生町1-18光南ビル4F-B号室

相続財産清算人 弁護士 石山 晃成

催告期間満了日 令和8年1月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第40334号

東京都豊島区巣鴨5丁目35番37号

申立人 特定非営利活動法人りすシステム

本籍神奈川県茅ヶ崎市浜之郷990番地201、最後の住所神奈川県茅ヶ崎市南湖7丁目12869番地A-306号 太陽の郷、死亡の場所神奈川県茅ヶ崎市、死亡年月日令和6年1月6日、出生の場所東京都東京市芝区、出生年月日大正13年3月21日、職業無職

被相続人 亡 三澤 治子

事務所横浜市中区山下町223番地1 NU関内ビル4階

相続財産清算人 弁護士 今井 史郎

催告期間満了日 令和8年1月13日

横浜家庭裁判所

令和7年（家）第31111号

東京都新宿区水道町3番1号

申立人 株式会社住宅債権管理回収機構

本籍山形県米沢市西大通1丁目5470番地、最後の住所神奈川県秦野市南が丘3丁目4番地15-504、死亡の場所神奈川県秦野市、死亡年月日推定令和5年9月17日、出生の場所東京都渋谷区、出生年月日昭和30年9月3日、職業不詳

被相続人 亡 山上 和宏

事務所神奈川県伊勢原市石田1464番地の1マキシスイシダ102 春水法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村松 謙

催告期間満了日 令和8年1月9日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第8641号
 石川県金沢市新神田4丁目4番19号
 申立人 殿島 一良
 本籍石川県金沢市笠舞3丁目29番地、最後の住所石川県金沢市高畠2丁目139番地4、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和6年7月4日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和8年9月22日、職業無職
 被相続人 亡 興津 三郎
 事務所石川県金沢市新神田4丁目4番19号、
 石川県金沢市新神田4丁目4番19号
 相続財産清算人 殿島 一良
 催告期間満了日 令和8年1月14日
 金沢家庭裁判所

令和7年(家)第159号
 岐阜県大垣市長松町847番地37
 申立人 有限会社エキップ
 本籍岐阜県不破郡関ケ原町大字関ケ原918番地2の1、最後の住所岐阜県大垣市上石津町牧田2662番地1、死亡の場所岐阜県大垣市、死亡年月日令和6年6月24日、出生の場所岐阜県不破郡垂井町、出生年月日昭和34年12月29日、職業不明
 被相続人 亡 西村 均
 事務所岐阜県大垣市錦町99番地4 渡部法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 渡部 智也
 催告期間満了日 令和7年12月26日
 岐阜家庭裁判所大垣支部

令和7年(家)第3030号
 静岡県浜松市中央区中央1丁目16番9号
 シュテルンバウ東田町3B 本郷・福音法律事務所
 申立人 本郷 謙史
 本籍静岡県御前崎市池新田3509番地1、最後の住所静岡県御前崎市池新田3509番地、死亡の場所静岡県御前崎市、死亡年月日令和7年1月13日、出生の場所静岡県小笠郡浜岡町、出生年月日昭和23年2月3日、職業無職
 被相続人 亡 伊藤 正博
 静岡県浜松市中央区中央1丁目16番9号
 シュテルンバウ東田町3B 本郷・福音法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 本郷 謙史
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 静岡家庭裁判所掛川支部

令和7年(家)第7230号
 愛知県瀬戸市南山町2丁目64番地
 申立人 矢野 巨美
 本籍愛知県瀬戸市南山町1丁目192番地、最後の住所愛知県瀬戸市南山町1丁目192番地、死亡の場所愛知県瀬戸市、死亡年月日推定令和6年12月23日、出生の場所愛知県瀬戸市、出生年月日昭和29年10月2日、職業無職
 被相続人 亡 壁田 敏之
 事務所愛知県あま市木田道下36番地 山田裕也法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 山田 朝子
 催告期間満了日 令和8年1月9日
 名古屋家庭裁判所

令和7年(家)第272号
 愛知県西尾市室町中屋敷84-1
 申立人 竹内 君子
 本籍愛知県大府市横根町寺田37番地、最後の住所愛知県西尾市駒場町東山35番地4ストーケ東山203号室、死亡の場所愛知県西尾市、死亡年月日令和6年8月16日、出生の場所愛知県碧海郡高浜町、出生年月日昭和35年7月29日、職業不明
 被相続人 亡 近藤 雄次
 愛知県西尾市桜木町3-51-3 林ビル2階愛三西尾法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 井上 洋一
 催告期間満了日 令和7年12月22日
 名古屋家庭裁判所岡崎支部

令和7年(家)第41号
 三重県四日市市泊村980-139ピースハウス203号
 申立人 野島 英樹
 本籍大阪府大阪市平野区西脇3丁目7番地、最後の住所三重県伊賀市ゆめが丘4丁目6番地の4、死亡の場所三重県津市、死亡年月日令和5年1月10日、出生の場所和歌山県田辺市、出生年月日昭和18年12月19日、職業不明
 被相続人 亡 廣田 保久
 事務所三重県四日市市富田1丁目26番19号白雪ビル3階
 相続財産清算人 弁護士 辻井 拓夫
 催告期間満了日 令和7年12月26日
 津家庭裁判所伊賀支部

令和7年(家)第80278号
 大阪府吹田市千里山東2丁目17番
 申立人 メゾン千里山管理組合
 代表者理事長 川村 猛
 本籍大阪府大阪市東住吉区桑津3丁目88番地、最後の住所大阪府吹田市千里山東2丁目17番C-405号、死亡の場所大阪府吹田市、死亡年月日推定令和6年1月7日、出生の場所大阪府大阪市北区、出生年月日昭和37年5月17日、職業不明
 被相続人 亡 永井 陽子
 大阪市中央区南船場2-12-16ルグラン心斎橋9階
 相続財産清算人 弁護士 井本 雅之
 催告期間満了日 令和8年1月20日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80302号
 大阪府門真市五月田町25番8号
 申立人 東中屋みどり
 本籍大阪府東大阪市御厨南3丁目5番、最後の住所大阪府大東市赤井1丁目3番26号カインドコート住道305号、死亡の場所大阪府大東市、死亡年月日令和6年9月29日、出生の場所奈良県奈良市、出生年月日昭和4年6月2日、職業不明
 被相続人 亡 浅沼 勝治
 大阪市中央区北浜2-1-21つねなりビル7階
 相続財産清算人 弁護士 白波瀬文吾
 催告期間満了日 令和8年1月20日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80440号
 東京都品川区東品川4丁目12番1号
 申立人 ジャックス債権回収サービス株式会社
 代表者代表取締役 西部 智哉
 本籍大阪府東大阪市吉松2丁目11番地、最後の住所大阪府東大阪市大蓮東4丁目3番21号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和6年11月6日、出生の場所大阪府布施市、出生年月日昭和38年7月27日、職業不明
 被相続人 亡 前田 宣則
 大阪市北区天神橋2丁目北1-21八千代ビル東館6階
 相続財産清算人 弁護士 杉口 仁
 催告期間満了日 令和8年1月20日
 大阪家庭裁判所

令和7年(家)第1048号
 高松市屋島西町2506-8 リアライズ屋島501号
 申立人 福原美佐子
 本籍高知県四万十市具同76番地、最後の住所高知県高岡郡日高村下分33番地11、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和元年6月25日、出生の場所高知県宿毛市、出生年月日昭和33年5月20日、職業無職
 被相続人 亡 澤田 和宏
 事務所高知市薊野北町2丁目1番31号101号
 相続財産清算人 司法書士 清水 敏博
 催告期間満了日 令和7年12月20日
 高知家庭裁判所

令和6年(家)第7332号
 福岡市中央区天神1丁目8番1号
 申立人 福岡市
 本籍福岡県福岡市城南区茶山1丁目92番地、最後の住所福岡県福岡市城南区金山団地33棟101号、死亡の場所福岡市東区、死亡年月日平成18年5月5日、出生の場所不明、出生年月日大正2年10月3日、職業不明
 被相続人 亡 山下 ジツ
 事務所福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目6番23-305号
 相続財産清算人 司法書士 野中 哲郎
 催告期間満了日 令和8年1月30日
 福岡家庭裁判所

令和6年(家)第583号
 青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平9番地157
 申立人 大志民のぶ子
 本籍青森県八戸市大字白銀町字大沢片平23番地、最後の住所青森県八戸市大字白銀町字三島上34番地、死亡の場所青森県八戸市、死亡年月日令和6年8月3日、出生の場所岩手県二戸郡一戸町、出生年月日昭和40年10月26日、職業無職
 被相続人 亡 佐々木 誠
 青森県八戸市根城5丁目13番17号
 相続財産清算人 司法書士法人たいよう総合事務所 代表者社員 西澤 英之
 催告期間満了日 令和8年1月10日
 青森家庭裁判所八戸支部

令和7年(家)第20055号

栃木県宇都宮市徳次郎町365番地1

申立人 特定非営利活動法人うりづん

本籍栃木県日光市今市528番地、最後の住所

栃木県宇都宮市西2丁目5番14号、死亡の場所栃木県宇都宮市、死亡年月日令和6年11月20日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和24年10月20日、職業無職

被相続人 亡 猪瀬 正子

栃木県宇都宮市小幡1丁目1番21号オノセビル3階 至誠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 石井 信行

催告期間満了日 令和8年1月15日

宇都宮家庭裁判所

令和7年(家)第80065号

埼玉県川口市川口5丁目5番31号

申立人 武藏野ベルハイツ川口管理組合

本籍栃木県宇都宮市塙田4丁目32番地1、最後の住所埼玉県川口市川口5丁目5番31号武藏野ベルハイツ川口102号、死亡の場所埼玉県川口市、死亡年月日推定平成29年7月20日、出生の場所栃木県宇都宮市、出生年月日昭和22年5月28日、職業不詳

被相続人 亡 北片 康二

事務所埼玉県上尾市上町1-4-1 関東商工会館ビル4階 武井・鳥居法律事務所

相続財産清算人 弁護士 両川 正和

催告期間満了日 令和8年1月6日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80084号

埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

申立人 さいたま市長 清水 勇人

本籍埼玉県さいたま市北区別所町101番地10、最後の住所埼玉県さいたま市北区別所町101番地10、死亡の場所埼玉県さいたま市北区、死亡年月日平成21年12月以下不詳、出生の場所埼玉県大宮市、出生年月日昭和42年12月15日、職業不明

被相続人 亡 大谷 晴之

事務所埼玉県さいたま市大宮区宮町2-25イーストゲート大宮ビルB館1F 大野角谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 角谷 史織

催告期間満了日 令和7年12月26日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80137号

埼玉県志木市中宗岡1-1-1

申立人 志木市

本籍埼玉県朝霞市朝志ヶ丘2丁目542番地26、最後の住所埼玉県志木市柏町6丁目3番19号、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日令和元年5月18日、出生の場所新潟県南蒲原郡中之島村、出生年月日昭和8年4月19日、職業不明

被相続人 亡 小林 博

事務所埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-20大宮J Pビルディング14階 弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 安田伸一朗

催告期間満了日 令和8年1月6日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第117号

埼玉県越谷市瓦曾根1丁目16番23号グランドハイツ越谷607号

申立人 坂下台嚴子

本籍徳島県徳島市北沖洲1丁目241番地、最後の住所埼玉県越谷市宮本町2丁目27番地3、死亡の場所埼玉県久喜市、死亡年月日令和6年8月25日、出生の場所徳島県徳島市、出生年月日昭和25年12月7日、職業無職

被相続人 亡 沖野 拓郎

事務所埼玉県越谷市南越谷1丁目16番地12新越谷第一生命ビルディング5階弁護士法人江原総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 江原 智

催告期間満了日 令和7年12月22日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第7041号

千葉県松戸市小山523番地の8サングリーン松戸B-209号

申立人 平子 紗子

本籍千葉県東金市福俵1番地13、最後の住所千葉県大網白里市大網5347番地山武みどり学園、死亡の場所千葉県茂原市、死亡年月日令和7年1月17日、出生の場所千葉県千葉市、出生年月日昭和51年8月16日、職業無職

被相続人 亡 佐藤 智子

事務所千葉県山武郡横芝光町横芝2095-1第3青柳グリーンパレス2階 横芝光法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上原 昌也

催告期間満了日 令和8年1月19日

千葉家庭裁判所八日市場支部

令和7年(家)第3106号

横浜市神奈川区台町13番地17 日向ビル402号室

申立人 中西 健太

本籍神奈川県小田原市東町1丁目658番地、最後の住所神奈川県小田原市東町1丁目29番8号、死亡の場所神奈川県小田原市、死亡年月日令和5年1月31日、出生の場所神奈川県横浜市鶴見区、出生年月日昭和33年3月2日、職業不詳

被相続人 亡 松下 茂雄

事務所神奈川県小田原市本町1丁目7番20号三の丸ビル 弁護士法人小田原三の丸法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡邊佳代子

催告期間満了日 令和8年1月8日

横浜家庭裁判所小田原支部

令和7年(家)第8795号

石川県金沢市有松2丁目12番46-5号

申立人 水淵 晶子

本籍石川県金沢市有松2丁目12番、最後の住所石川県金沢市有松2丁目12番46-5号、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日令和7年1月25日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和26年1月26日、職業無職

被相続人 亡 田中 哲郎

事務所石川県金沢市長町1丁目4番45号弁護士法人クオリティ・ワン

相続財産清算人 小倉 悠治

催告期間満了日 令和8年1月14日

金沢家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和7年(家)第1232号

富山県砺波市宮沢町1番51号アイビジョン2-Aとなみ野法律事務所

申立人 菅 健太郎

本籍富山県砺波市千保332番地、最後の住所富山県砺波市千保332番地、死亡の場所富山県南砺市、死亡年月日令和4年2月18日、出生の場所富山県砺波市、出生年月日昭和23年10月12日、職業無職

被相続人 亡 山本 信秋

催告期間満了日 令和7年12月15日

富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第30055号

仙台市青葉区大町2丁目5番9号渡邊克彦法律事務所

申立人 渡邊 智彦

本籍仙台市宮城野区福田町2丁目1番、最後の住所仙台市青葉区みやぎ台3丁目25番7号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和3年7月21日、出生の場所宮城県名取市、出生年月日昭和45年9月5日、職業無職

被相続人 亡 佐々木知秀

催告期間満了日 令和7年12月15日

仙台家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することができます。

令和7年(ヘ)第4号

大分県別府市亀川浜田町12番38号

申立人 株式会社河野木材

代表者代表取締役 河野 信男

権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月5日

令和7年5月15日

岐阜簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 2通

(1)手形番号 BK05156

金額 5,000,000円

支払期日 令和7年6月14日

支払地 岐阜市

支払場所 株式会社十六銀行流通センター支店

振出日 令和7年3月19日

振出地 岐阜市茶屋新田3丁目90番地

振出人 岐阜県銘木協同組合 理事長 吉田 芳治

受取人 申立人

最終所持人 申立人

(2)手形番号 BK05158

金額 859,826円

(2)の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人、最終所持人は(1)の記載に同じ

令和7年(ヘ)第3号
群馬県藤岡市立石1501番地
申立人 有限会社根岸螺子
代表者代表取締役 根岸 逸男
権利を争う旨の申述の終期 令和7年9月4日
令和7年5月15日 京都簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 T E 60503
金額 638,880円
支払期日 令和7年2月28日
支払地 京都市
支払場所 株式会社関西みらい銀行御池支店
振出日 令和6年10月31日
振出地 京都市中京区壬生松原町36番地の13
振出人 日本防火産業株式会社 代表取締役
船岡 伸季
受取人 株式会社マルニシ
裏書人 株式会社マルニシ 代表取締役 堀口
研一
被裏書人 有限会社根岸螺子
最終所持人 申立人
令和7年(ヘ)第1号
高知市南ノ丸町40番地4
申立人 株式会社尾崎塗装工業
代表者代表取締役 尾崎 清志
権利を争う旨の申述の終期 令和7年8月29日
令和7年5月15日 高知簡易裁判所
(別紙) 目録
約束手形 1通
手形番号 025342
金額 430,000円
支払期日 令和7年3月31日
支払地 高知県高知市
支払場所 株式会社四国銀行本店営業部
振出日 令和7年1月28日
振出地 高知県高知市
振出人 入交建設株式会社 代表取締役 隆志
受取人 申立人
最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和6年(家)第138号

本籍茨城県坂東市小泉817番地21
申立人 落合 伊一
本籍茨城県坂東市小泉817番地21、最後の住所茨城県坂東市小泉817番地21
不在者 落合 一拓
昭和55年8月1日生
届出期間満了日 令和7年9月29日
水戸家庭裁判所下妻支部

令和7年(家)第2321号

千葉県松戸市高塚新田620-46
申立人 高橋やす子
本籍不明(元本籍茨城県筑波郡小田村壱拾弐番屋敷大正6年3月14日東京市本所区茅場町三丁目拾弐番地須川佐三郎同人妻きくと養子縁組)、最後の住所不明
不在者 長島 良彌

大正6年2月11日生
届出期間満了日 令和7年9月16日
東京家庭裁判所

失踪宣告**令和6年(家)第132号**

本籍福島県郡山市湖南町福良字大将地7247番地、最後の住所福島県郡山市湖南町福良字大将地7247番地
不在者 遠藤 時子

昭和11年1月29日生
令和7年5月17日失踪宣告審判確定

福島家庭裁判所郡山支部裁判所書記官

令和6年(家)第192号

本籍福島県いわき市江名字荻ノ作203番地、最後の住所本籍に同じ

不在者 加澤 喜洋
昭和34年8月28日生
令和7年5月15日失踪宣告審判確定

福島家庭裁判所いわき支部裁判所書記官

令和6年(家)第5908号

本籍東京都江東区亀戸5丁目153番地、最後の住所不詳
不在者 坪田 とし
大正14年8月3日生
令和7年5月14日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1308号

本籍千葉県銚子市長崎町10756番地、最後の住所横浜市鶴見区下野谷町2丁目73番地 富士荘203
不在者 押本松五郎
昭和13年4月7日生
令和7年5月14日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和6年(家)第1201号

本籍石川県鳳珠郡能登町字宇出津井字34番地、最後の住所石川県野々市市粟田4丁目132番地3
不在者 高岡 邦春
昭和29年11月1日生
令和7年5月14日失踪宣告審判確定

金沢家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法な権利の届出又は、権利を争う旨の申述がなかったので、前記の権利は失権する。

令和6年(ヘ)第8号

石川県かほく市下山田ホ15番地1
申立人 西田 健一
権利の届出の終期 令和7年5月9日
令和7年5月15日 金沢簡易裁判所
(別紙) 目録

1 土地 かほく市下山田ホ15番1
宅地 374.15平方メートル

2 登記年月日番号 金沢地方法務局明治44年3月10日受付第1474号

3 登記した権利の内容 明治44年3月10日賃借権設定登記

借賃 1年金7円
支払期 每年12月30日

存続期間 20年
賃借権者 河北郡宇ノ気村字下山田ホ15番地 山本吉三郎

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第18号

秋田県由利本荘市石脇字田中88番地3、商業登記簿上の本店所在地秋田県由利本荘市石脇字田中88番地3

債務者 有限会社ハートワン交通

代表者取締役 柴田 晃次

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 塚本 祐文

4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後2時

秋田地方裁判所本荘支部

令和7年(フ)第21号

山形県東田川郡三川町大字押切新田字豊秋163番地1

債務者 富樫建設有限会社

代表者取締役 富樫 和之

1 決定年月日時 令和7年5月30日午後2時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 加藤 静香

4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時30分

山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(フ)第391号

茨城県守谷市松前台1丁目2番地1

債務者 わくわくアイスプラウツ株式会社

代表者取締役 木村 優

1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 羽角 和之

4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午後3時

千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和7年(フ)第409号 千葉県松戸市串崎新田72番地の38 債務者 合同会社エール 代表者代表社員 川崎 美穂 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宇都宮貴士 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月18日午後2時30分 千葉地方裁判所松戸支部民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午前10時15分 福岡地方裁判所八女支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 牧 亮治 4 破産債権の届出期間 令和7年7月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後3時30分 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 神坪由紀子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時55分 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第84号 千葉県旭市椎名内3213番地 債務者 株式会社石橋水産 代表者代表取締役 石橋 保道 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩野 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月29日午前11時 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高木真二郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10時20分 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 潮田 賢治 4 破産債権の届出期間 令和7年8月22日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時 宇都宮地方裁判所大田原支部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高橋 広希 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月5日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第325号 横浜市都筑区仲町台3丁目22番13号 債務者 株式会社フィアート 代表者代表取締役 小島 隆 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 関戸 淳平 4 破産債権の届出期間 令和7年7月1日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午前11時40分 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐野 良行 4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時 静岡地方裁判所富士支部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 斎藤 貴介 4 破産債権の届出期間 令和7年7月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前11時 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 新潟地方裁判所三条支部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 洋介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前10時25分 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第23号 福岡県筑後市大字西牟田3708番地の1 債務者 丸愛綿業株式会社 代表者代表取締役 久保 一生 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 紫藤 拓也	1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 荒井 賢二 4 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月28日午前10時30分 山形地方裁判所米沢支部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 伊藤 瞳 4 破産債権の届出期間 令和7年7月18日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係	
令和7年(フ)第101号 愛知県岡崎市柱2丁目5番地1烏ビル2F D号室 債務者 株式会社L i f e A r c S y s t e m 代表者代表取締役 佐藤 秀俊	1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小室 充弘		

令和7年(フ)第93号 三重県鈴鹿市岸岡町3649番地の2 債務者 勝野 正之 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中西 正洋 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時45分 6 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 津地方裁判所破産係	5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月21日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第32号 富山市婦中町下轟田581番地17、前住所福井市宝永3丁目17番11号 債務者 尾池 智之 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高野 由雄 4 破産債権の届出期間 令和7年6月25日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後4時 6 免責意見申述期間 令和7年8月28日まで 富山地方裁判所民事部	4 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月14日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 青森地方裁判所五所川原支部破産係 令和7年(フ)第143号 佐賀市田代2丁目11番14号、前住所佐賀市中折町1番1号 債務者 高田沙緒里 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 甘利太希裕 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	4 貢産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 新潟地方裁判所民事部
令和7年(フ)第268号 神奈川県足柄上郡開成町吉田島1675番地1 クロッシングヴィラージュIV201 債務者 小宮 更紗(旧姓川端) 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 笠間圭一郎 4 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第22号 山形県東田川郡三川町大字押切新田字豊秋163番地1 債務者 富樫 和之 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 加藤 静香 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午前11時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 山形地方裁判所鶴岡支部	令和7年(フ)第24号 新潟県上越市下門前878番地1 グリーンパレス302号 債務者 井上 寛和 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 原野 聖子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月22日午前10時15分 5 免責意見申述期間 令和7年7月24日まで 新潟地方裁判所高田支部	令和7年(フ)第473号 仙台市泉区永和台21番13号 マリーナ21-103、従前の住所宮城県名取市田高字南339番地の2 債務者 森 やす子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 秋場 麗湖 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第319号 神奈川県伊勢原市高森7丁目835番地の1 ヴィラ・ファミーウ303号 債務者 小野 広克 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 香崎 弘文 4 破産債権の届出期間 令和7年7月8日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月24日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第121号 愛知県豊橋市船渡町字城戸中7番地の2 債務者 小田 知宏 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高田 淳 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月29日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	令和7年(フ)第439号 さいたま市見沼区東大宮5丁目53番地8 ノールハイツ101号室 債務者 山崎 侑香 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩本 憲武 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和7年(フ)第564号 仙台市宮城野区幸町1丁目17番38号 クラクスデイル105 債務者 手倉森 浩 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 庄司 拓 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月8日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第1063号 愛知県西尾市米津町渡場16番地 債務者 松崎 智彦 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山田 拓広 4 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで	令和7年(フ)第40号 青森県五所川原市大字稻実字米崎90番地29 債務者 渋谷 典子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大西 章	令和7年(フ)第176号 新潟市東区はなみずき1丁目6番7号 サンローズ102号 債務者 市川 正子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 橋 里香	令和7年(フ)第38号 山形県米沢市中田町914番地の11 債務者 丸川さちこ 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 佐藤 実能 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第48号

福島県いわき市渡町洞字田中島20番地
債務者 鈴木 秀一

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 - 3 破産管財人 弁護士 櫛田 啓
 - 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午後2時30分
 - 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで
- 福島地方裁判所いわき支部

令和7年(フ)第127号

山梨県山梨市落合739番地
債務者 小川 文雄

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 謙一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第128号

山梨県山梨市落合739番地
債務者 小川 敏枝

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田中 謙一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月25日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで

甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第221号

岡山市東区城東台東1丁目14番5号、旧住所
岡山市東区城東台西2丁目13番5号
債務者 竹内 隆二

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 有本 耕平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月9日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第79号

広島県安芸郡府中町城ヶ丘18番11号 ヒルズ
コート202
債務者 星野 健人

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 敬介

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月6日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第238号

広島市西区南觀音4丁目8番12-204号
債務者 泉原 宏美

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野田明日香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第265号

広島市佐伯区八幡東2丁目16番11-703号
債務者 中川 和己

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中村 麗子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第18号

福岡県筑後市大字長浜1382番地フレグランス
ハイツC-102号
債務者 中嶋 邦秀

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 佳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで

福岡地方裁判所八女支部破産係

令和7年(フ)第35号

福岡県田川郡大任町大字今任原2502番地5
MIKI HOUSE 4号
債務者 箕田さつき

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 横手 陽平

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで

福岡地方裁判所田川支部

令和7年(フ)第94号

三重県津市美里町北長野606番地
債務者 福田 隆元

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 敦子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月10日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで

津地方裁判所破産係

令和7年(フ)第157号

佐賀県鳥栖市平田町3109番地

債務者 久富 瞳夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 竹下 順子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第126号

熊本市西区上熊本2丁目7番14号 シャローム上熊本303

債務者 吉井 泰之

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊山俊太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第222号

熊本県宇城市松橋町西下郷1109番地1 コンフォール205

債務者 江口 誠

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高石 雅之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月31日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで

熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第80号

兵庫県明石市魚住町住吉1丁目3番17号 プティベール住吉II 201号

債務者 富田華純こと 夫 華純

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 杉野 直子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月26日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第170号

兵庫県姫路市東山454番地32

債務者 蓮岡 昭夫

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中谷 翼
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後1時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第54号

岩手県和賀郡西和賀町大畠36地割41番地3

大畠団地 7-1号、旧住所岩手県和賀郡西和賀町上野々39地割145番地2 上野々団地16号

債務者 関 里美

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 佐藤あすか
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月29日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで

盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第216号

兵庫県高砂市米田町米田925番地の2 高砂アーバンコンフォート305号

債務者 伊藤 秀明

- 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新 智博
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月12日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで

神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第145号 奈良市肘塚町16番地の5 レイセニット奈良 グラン・ヴェルジェ206号 債務者 每日新聞木津・加茂販売所こと 松田 浩一 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高林 昇 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年8月25日午前10時35分 5 免責意見申述期間 令和7年8月8日まで 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 和歌山地方裁判所田辺支部	令和7年(フ)第185号 函館市追分町1番29—205号 債務者 田上 典子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第3432号 東京都練馬区大泉学園町2丁目7-12-301 債務者 峰村ゆかり 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第186号 宮崎市瀬頭2丁目2番18号 債務者 加藤 真知 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 川谷慎一郎 4 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第173号 函館市戸倉町32番5号 債務者 藤村真由美 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第79号 北海道旭川市神居9条1丁目7番8号 フエルメール101号室 債務者 岡本真里奈(旧姓佐藤) 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部
令和7年(フ)第18号 宮崎県日南市吾田東9丁目5番7号 債務者 蛭原美佳子 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 竹村 圭介 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 宮崎地方裁判所日南支部 破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間	1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第174号 函館市美原5丁目2番1号 公伸ハイツ201 債務者 仙石 奈穂 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月14日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第3435号 東京都渋谷区元代々木町49-20-109 債務者 田中 龍司 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第81号 山形県山形市上町2丁目10番18号、前住所横 浜市保土ヶ谷区霞台32番28号 107号 債務者 大原 梨花 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 山形地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第176号 函館市湯川町2丁目14番21号 債務者 佐藤 潤 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月11日午後1時20分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第3439号 東京都豊島区西巣鴨4丁目20-5-102 債務者 保崎遼太郎 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第22号 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見2338番地の 2 県営住宅すさみ団地 1号棟2階12号室 債務者 松本 将人	1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月17日まで 函館地方裁判所	令和7年(フ)第178号 北海道北斗市東浜1丁目12番36号 債務者 小澤 祐幸 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 旭川地方裁判所民事部	令和7年(フ)第3440号 東京都江戸川区中葛西4丁目4-3-305 債務者 山下美佐子 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3441号 東京都足立区足立2丁目38-4-101 債務者 逢沢 史也 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3479号 東京都豊島区西池袋2丁目21-13 横田方 債務者 坂田 勝 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3519号 東京都江戸川区東葛西5丁目31-10 プラ ザ・エノモトⅡ303 債務者 稲元 桜織 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3548号 神奈川県横浜市青葉区鴨志田町527-10-201 債務者 新屋 友希 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3475号 東京都足立区一ツ家1丁目15-11-701 債務者 溝口 史野 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3481号 東京都北区志茂1丁目15-15 メゾンS i m o-101 債務者 阿部 信恵 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3525号 東京都足立区中川1丁目21-15-203 債務者 橋爪 洋子 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3551号 東京都足立区東和4丁目14-1-307 債務者 後藤 成明 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3477号 東京都江東区亀戸4丁目38-7 クリオ亀戸 壱番館802 債務者 菊池 智哉 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3482号 東京都足立区足立4丁目34-1-102 債務者 濱生美智子 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3527号 東京都台東区元浅草2丁目7-12-301 債務者 木村 翔太 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3552号 東京都足立区東和4丁目14-1-307 債務者 後藤ひろみ 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3478号 東京都大田区北糀谷1丁目1-9-703 債務者 鈴木 真紀 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3484号 東京都港区南麻布3丁目5-12-302 債務者 中尾 梨里 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3547号 神奈川県横浜市青葉区鴨志田町527-10-201 債務者 新屋 翔悟 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第56号 島根県松江市中原町329番地 債務者 上野 優太 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1853号 大阪府枚方市長尾元町6丁目34番23号、前住所大阪府枚方市磯島茶屋町4番2-304号 債務者 鈴木 はな 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3531号 東京都狛江市東和泉2丁目14-12-201 債務者 崎山 直子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3566号 東京都葛飾区東金町2丁目26-6-205 債務者 清水 延広 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第2147号 大阪市西区西本町1丁目12番14-1406号 債務者 清水 涼湖 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月30日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月22日午後1時30分 東京地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3532号 東京都世田谷区奥沢2丁目4-11 債務者 堀田萌々香 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3591号 東京都大田区大森東1丁目15-2-303 債務者 阿部 聖吾 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3480号 東京都板橋区大山金井町32-8-206 債務者 風間 翔太 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月24日午前11時30分 東京地方裁判所第6民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月24日午前11時30分 熊本地方裁判所山鹿支部破産係	令和7年(フ)第21号 熊本県山鹿市中637番地6 大宮団地 401号室 債務者 村上 里香 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3595号 東京都練馬区貫井2丁目24-2-601 債務者 熊谷 英彦 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3483号 東京都練馬区早宮4丁目35-17-102 債務者 重住 速斗 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3485号 東京都板橋区大山東町45-7 大沼第2ビル403 債務者 上林 勝 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3562号 東京都葛飾区東新小岩3丁目5-8-301 債務者 高橋 彩乃 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前11時 東京地方裁判所民事第20部
令和7年(フ)第3483号 東京都練馬区早宮4丁目35-17-102 債務者 重住 速斗 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第3564号 東京都練馬区光が丘2丁目4-10-417 債務者 禅 よし子 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月29日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月29日午前10時30分 東京地方裁判所民事第20部	令和7年(フ)第1866号 東京都練馬区錦2丁目8-1-101 債務者 寺門 加恋(旧姓久米) 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月31日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月31日午後3時30分 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第3533号 東京都世田谷区喜多見5丁目15-24-305 債務者 黒川衣里佳 1 決定年月日 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年5月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第326号 北九州市八幡西区本城1丁目9番22号(201)、 開始決定時の住所北九州市若松区東二島2丁目20番4号 破産者 三橋 裕司 1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第3568号 東京都練馬区南田中5丁目25-18-309 債務者 堀 澄惠 1 決定年月日 令和7年5月29日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年8月19日まで 5 免責審尋期日 令和7年8月19日午後2時 東京地方裁判所民事第20部	1 決定年月日 令和7年5月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第851号 福岡県遠賀郡遠賀町大字別府4011番地の1 アバンツアートMⅡ-102号、住民票上の住所福岡県嘉麻市桑野2409番地2 破産者 梶原 耕一 1 決定年月日 令和7年5月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第851号 福岡県遠賀郡遠賀町松の本2丁目12番1号 破産者 片山 礼爾 1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和7年(フ)第346号 愛知県新城市豊島字新道22番地14 破産者 清水 誠司 1 決定年月日 令和7年5月26日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第83号 北九州市小倉南区西水町13-33、住民票上の住所福岡県行橋市大字中津熊781番地13 松尾久方 破産者 松尾 和 1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第1803号 札幌市白石区東札幌2条5丁目10番16号 破産者 梅村 博 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第627号 神奈川県厚木市妻田南1丁目21番41-302号 破産者 川口 大和 1 決定年月日 令和7年5月27日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和7年(フ)第98号 北九州市八幡東区春の町5丁目3番1-701号 破産者 進藤 正代 1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(フ)第2168号 札幌市北区屯田7条3丁目1番15-401号 破産者 柳下 勇己 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第901号 北九州市八幡西区東王子町3番3-306号 破産者 八尋 皇輝	1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和6年(フ)第767号 熊本県宇土市立岡町537番地 エルミタージュ201 破産者 德永 洋一 1 決定年月日 令和7年5月28日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部	令和6年(フ)第51号 東京都三鷹市井の頭1丁目4番30-101号、 申立時の住所北海道滝川市有明町4丁目2番46号 破産者 北川 梨帆(旧姓山下) 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所滝川支部破産係

令和6年(フ)第107号 山形県天童市大字成生1971番地26 紅花ホーム、前住所山形県新庄市十日町709番地 破産者 皆川 英明 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部	令和5年(フ)第157号 富山市清水町6丁目4番1-102号 メイブルハウスⅡ、開始決定時の住所富山市北代4139番地64 破産者 角 修 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和5年(フ)第157号 静岡県伊東市八幡野1320番地の78 破産者 小林 妙子 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係	令和5年(フ)第157号 名古屋市昭和区安田通2丁目8番地 セゾンドアマノ3号、従前の住所名古屋市千種区竹越1丁目2番12号 メゾン和幸202号 破産者 山田 知香 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第3号 山形県寒河江市八幡町4番28号 コーポ八幡A、前住所山形県天童市糠塚1丁目7番12号 破産者 大山 栄作 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所民事部	令和6年(フ)第189号 富山市清水町3丁目6番21号 ルミネンス大郷4-B、前住所富山市総曲輪3丁目6番15号 ジャルダンエルビル3F 破産者 四角目 誠 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所民事部	令和6年(フ)第189号 名古屋市港区港陽3丁目9番11号 HARA X築地201号、従前の住所名古屋市港区宝神2丁目906番地の1 破産者 森 由加利 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第2963号 名古屋市港区港陽3丁目9番11号 HARA X築地201号、従前の住所名古屋市港区宝神2丁目906番地の1 破産者 森 由加利 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第18号 茨城県つくばみらい市豊体165番地1 破産者 大木 舞香 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和6年(フ)第333号 山梨県甲府市天神町3番3号 ピース202 破産者 青木 正 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 甲府地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第333号 名古屋市昭和区下構町1丁目11番地の5 破産者 都築 祐輔 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第55号 名古屋市昭和区下構町1丁目11番地の5 破産者 都築 祐輔 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第20号 茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4400番地5、前住所茨城県土浦市川口1丁目1番28号 破産者 川田 美嗣 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和6年(フ)第43号 長野県岡谷市山下町2丁目8番2号 破産者 上島 憲悟 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所諏訪支部	令和6年(フ)第43号 名古屋市中区栄5丁目11番35号 プレサンスジエネ栄1201号 破産者 島崎 美聰 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第98号 名古屋市中区栄5丁目11番35号 プレサンスジエネ栄1201号 破産者 島崎 美聰 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和7年(フ)第21号 茨城県土浦市真鍋4丁目1番4号 ツインヒルA201 破産者 染谷 浩二 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	令和6年(フ)第424号 静岡県御殿場市東山990番地 ゴテンバコート 破産者 林 節子	令和6年(フ)第424号 愛知県半田市有楽町2丁目144番地、従前の住所愛知県豊明市大久保町東30番地4 近藤ハイツ201号 破産者 加藤 康治 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和7年(フ)第78号 大阪府松原市別所3丁目3番16号、前住所大阪府松原市別所3丁目8番16号、(前々住所)大阪府松原市東新町3丁目9番16号 破産者 八木空調工業所こと 八木 克己 1 決定年月日 令和7年5月29日 2 主文 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第110号
堺市北区長曾根町545番地 下野池住宅17棟
209号
破産者 ALuvousこと 谷川 正則
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第608号
兵庫県高砂市曾根町362番地の4 レオパレスクレイノファミーコ102号室
破産者 田中 純平
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第40号
兵庫県姫路市広畑区蒲田2丁目80番地 D.R.
けやきB202
破産者 中山 渉
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和7年(フ)第29号
福岡県久留米市南3丁目14番9-203号
破産者 亀井 周
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和6年(フ)第72号
福岡県大牟田市柿園町1丁目1番地2 レジデンス新栄町303号
破産者 馬場 亜子
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第6号
福岡県大牟田市正山町40番地
破産者 村上由加里
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第8号
熊本県八代市中片町711番地 (105) サンリットレジデンス
破産者 上地 健
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

令和6年(フ)第65号
沖縄県豊見城市字座安325番地、前住所沖縄県うるま市みどり町2丁目20番15号 COCO House 1-B
破産者 國吉真実子
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第13号
兵庫県神戸市東灘区御影3丁目11番18-202号 (開始決定時の住所) 沖縄県国頭郡本部町字瀬底5303番地1 ヒルトン社員寮124
破産者 和田 直人
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和6年(フ)第69号
新潟県三条市栗林476番地7
破産者 佐藤るみ子

1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和6年(フ)第312号
金沢市泉野出町2丁目19番17号 ファミーユ泉野 402号、従前の住所金沢市城南1丁目12番9号、金沢市山科町へ41番地33
破産者 太田 誉史
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第12号
岐阜県恵那市上矢作町2070番地2の1、従前の住所岐阜県恵那市岩村町1667番地31
破産者 矢作ハーネスこと矢作部品こと 長谷川健太郎
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和6年(フ)第447号
静岡県浜松市中央区西ヶ崎町845番地の1
破産者 鈴孝美装こと 鈴木 孝尚
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第15号
大津市瀬田5丁目1番1号
破産者 前田 邦泰
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和6年(フ)第69号
新潟県三条市栗林476番地7
破産者 佐藤るみ子

令和7年(フ)第45号
大津市大萱3丁目12番2号
破産者 創作居酒屋群れこと 田中 群
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

令和7年(フ)第100号
京都府京田辺市山手南3丁目7番地13
破産者 堀田珠算教室こと 堀田眞喜子
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第38号
兵庫県姫路市飾磨区阿成鹿古336番地2
破産者 守分 克至
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(フ)第35号
兵庫県姫路市飾磨区山崎台42番地2 A号
破産者 高橋美光こと 金 美光
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和6年(フ)第339号
岡山県倉敷市西阿知町1272番地11、転居前の住所岡山県倉敷市中島1251番地5 恵比寿田201
破産者 井谷 勇哉
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第2号
岡山県倉敷市中庄1108番地1 シャンボール
I 202号、転居前の住所岡山県総社市駅南
1丁目26番地4 レオパレス総社南ソレイユ
104号
破産者 高橋 定祥
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
令和6年(フ)第139号
愛媛県新居浜市新須賀町3丁目1番221号
第二越智マンション
破産者 小西 一生
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部
令和6年(フ)第128号
佐賀市大財4丁目5番84号デュエットビル
テージ302号室、住民票上の住所佐賀市鍋島
町大字鍋久1番地 市営植木団地1111
破産者 高木 千鶴
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第255号
佐賀市大和町大字尼寺3083番地3
破産者 野田 沙織
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第378号
佐賀市諸富町大字徳富2084番地17
破産者 川津隆太郎

1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第381号
福岡県久留米市城島町江上上808番地20、開
始決定時の住所佐賀県三養基郡みやき町大字
西島2879番地1
破産者 中島 祐司
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第395号
佐賀市高木瀬西3丁目3番31号、前住所佐賀
市大和町大字東山田3200番地46
破産者 原田 和亜
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第680号
熊本県宇城市松橋町萩尾2149番地1
破産者 林 峰星
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第743号
熊本市北区龍田陳内2丁目8番2号 エク
リュ龍田陳内1-1、開始決定時の住民票上
の住所熊本市西区花園6丁目3番20号 オリ
エンス花園E
破産者 濑崎 明海(旧姓虎本)
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係
令和6年(フ)第378号
佐賀市諸富町大字徳富2084番地17
破産者 川津隆太郎

破産手続終結

令和5年(フ)第8号
神奈川県厚木市中町3丁目12番4号
破産者 医療法人社団天成会
1 決定年月日 令和7年5月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第127号
山形県東根市大字観音寺1006番地
破産者 COTOYO株式会社
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
山形地方裁判所民事部
令和6年(フ)第17号
富山市本郷2453番地
破産者 昭和住宅資材株式会社
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
富山地方裁判所民事部
令和6年(フ)第2号
新潟県三条市西潟29番41号
破産者 有限会社アイワ運輸
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部
令和6年(フ)第286号
三重県四日市市天力須賀3丁目4番45-1号
破産者 合同会社ネクストアクセス
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係
令和3年(フ)第5522号
東京都中央区築地3-1-8 ベルミエ301、
開始決定時の住所東京都練馬区大泉学園町3
丁目17-80
破産者 園田 正文
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算についての異議申述期間が経
過した。
東京地方裁判所民事第20部
破産手続終結及び免責許可決定

令和6年(フ)第636号
北九州市八幡東区清田1丁目3番21号
破産者 藤田 郁代
1 決定年月日 令和7年5月27日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和5年(フ)第714号
神奈川県厚木市上依知188番地
破産者 吉田 希美
1 決定年月日 令和7年5月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第499号
神奈川県足柄下郡真鶴町岩678番地57
破産者 山口 美幸
1 決定年月日 令和7年5月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任
務終了による計算の報告を目的とした債権者集
会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第677号
熊本中央区新大江1丁目4番1号 大江団地2棟30
破産者 熊谷佐江子
1 決定年月日 令和7年5月28日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第128号
山形県東根市大字観音寺1006番地
破産者 渡邊 顯幸
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　山形地方裁判所民事部
令和6年(フ)第1272号
愛知県知多市大草字四方田1番地の1 ロイヤルハイツ四方田B103
破産者 エクスアカアこと 山口 敏弘
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第176号
岡山県倉敷市西阿知町西原983番地6 サンコーウ西阿知A101、転居前の住所岡山県倉敷市宮前464番地14 グラン・アヴェニール301
破産者 佐藤 亨
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和6年(フ)第837号
北九州市門司区白野江2丁目16番5-303号
破産者 野下 郁之
1 決定年月日 令和7年5月29日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　福岡地方裁判所小倉支部第1民事部
令和6年(フ)第17号
北海道岩見沢市栗沢町上幌2591番地、開始決定時の住所北海道岩見沢市栗沢町上幌2083番地
破産者 道下 智義
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　札幌地方裁判所岩見沢支部
令和6年(フ)第116号
岩手県滝沢市篠木綾織25番地5
破産者 下田 玲佳
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第386号
新潟市中央区網川原2丁目13番28号 ファミーユ網川原105号、開始決定時の住所新潟市中央区上所上3丁目2番11号
破産者 北村 守
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第179号
静岡県浜松市中央区住吉5丁目10番13-103号 サンガーデン住吉
破産者 増田 弘憲
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第541号
京都府宇治市宇治若森35番地の1 ユニライフ宇治Ⅱ511号
破産者 畑佐 嘉伸
1 決定年月日 令和7年5月30日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　京都地方裁判所第5民事部破産係
破産債権の届出期間及び一般調査期日
令和6年(フ)第105号
北海道小樽市富岡1丁目13番7号 M S 3 F
破産者 佐藤 清子
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年8月21日午後2時
　　令和7年5月30日 札幌地方裁判所小樽支部
令和6年(フ)第2239号
名古屋市緑区鳴海町字作町44番地
破産者 株式会社プリエンド・マーケティング
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年8月7日午前11時20分
　　令和7年5月28日 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第665号
(転入前住所) 熊本市南区海路口町4068番地6
破産者 森田 義孝
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年8月19日午後3時30分
　　令和7年5月28日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第117号
熊本菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目2番28-105号 サングローリー津久礼
破産者 石井 利枝
1 破産債権の届出期間 令和7年6月30日まで
2 一般調査期日 令和7年8月19日午後4時
　　令和7年5月30日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
令和7年(フ)第26号
兵庫県加古郡播磨町野添1650-8、住民票上の住所兵庫県加古郡播磨町野添1645番地
破産者 日下部奈穂
1 破産債権の届出期間 令和7年7月3日まで
2 一般調査期日 令和7年9月4日午前10時30分
　　令和7年5月29日 神戸地方裁判所姫路支部
令和6年(フ)第53号
福岡県柳川市三橋町江曲164番地7 ハイツ藤木C棟101号、前住所福岡県柳川市三橋町吉聞330番地1
破産者 友添まゆみ
1 破産債権の届出期間 令和7年7月4日まで
2 一般調査期日 令和7年9月3日午後2時15分
　　令和7年5月29日 福岡地方裁判所柳川支部破産係
令和5年(フ)第25号
(最後の住所) 京都府京丹後市網野町浜詰46番地の45
破産者 坂本ストアーこと 亡坂本佳弘相続財産
1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで
2 一般調査期日 令和7年8月27日午後1時30分
　　令和7年5月30日 京都地方裁判所宮津支部
令和6年(フ)第828号
北九州市小倉南区北方2丁目21番23号(106)、前住所北九州市小倉南区沼南町3丁目1番8号
破産者 楠本 修也
1 破産債権の届出期間 令和7年7月14日まで
2 一般調査期日 令和7年9月10日午前10時30分
　　令和7年5月30日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和6年(フ)第3014号

代替住所A、旧住所名古屋市中区栄3丁目9番31号 S·ALLEY901号

破産者 KOIKE BERNADETH BENAID

異議申述期間 令和7年7月24日まで

令和7年5月29日

名古屋地方裁判所民事第2部

特別清算終結

令和7年(ヒ)第1号

埼玉県鶴ヶ島市脚折町5丁目26番3号

清算株式会社 株式会社彩礼

代表清算人 橋口 義信

1 決定年月日 令和7年5月23日

2 主文 本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算協定認可

令和6年(ヒ)第1002号

広島市東区牛田旭1丁目13番12-601号

清算株式会社 株式会社広島SP

代表清算人 森本 孝之

1 決定年月日 令和7年5月21日

2 主文 次の協定を認可する。
協定

1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、協定債権のうち、別紙「弁済額一覧表」弁済額記載のとおりの金員を本協定認可決定確定日の属する月の末日から1ヶ月以内に弁済する。

2 前項の弁済は、各協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。
ただし振込手数料は清算株式会社の負担とする。

3 各協定債権者は、第1項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額についてその債務を全部免除する。

- 4 清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別紙弁済額一覧表に記載の全債権者に対し、当該財産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、別紙弁済額一覧表記載の元本額の割合に応じて按分して弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
 - 5 特別清算開始決定日以降、協定債権の全部又は一部について債権の移転があった場合においても、変更前の協定債権者とその有する協定債権の額を基準に本協定条項を適用するものとする。
- (別紙省略)

以上

広島地方裁判所民事第4部

小規模個人再生による再生手続き開始

令和7年(再イ)第23号

神奈川県座間市相武台2丁目40番9-706号

再生債務者 小倉 清晃

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月9日まで

横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(再イ)第3号

岐阜市蔵前6丁目5番11号

再生債務者 吉田 真也

- 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月9日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第9号

埼玉県加須市久下3丁目359番地11

再生債務者 池田 香織

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月17日まで

- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月10日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第69号

埼玉県上尾市大字領家110番地28

再生債務者 若林雄一郎

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月10日まで

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第63号

埼玉県春日部市八丁目1002番地8

再生債務者 香川 孝敬

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月14日まで

さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第52号

千葉市美浜区打瀬2丁目10番地 パティオス15番街520号

再生債務者 濱川 有紀

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月17日まで

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第7号

千葉県大網白里市みずほ台3丁目22番地5

再生債務者 深澤 祥丈

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月17日まで

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(再イ)第10号

長野市松代町大室1580番地1

再生債務者 小山 登

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月10日まで

長野地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第15号

岐阜県各務原市那加前野町2丁目56番地1
(グリーンコート105号)

再生債務者 三國 尊彦

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月10日まで

岐阜地方裁判所

令和7年(再イ)第39号

静岡県藤枝市瀬戸新屋327番地の1 ヴォールグランツⅡ103号室

再生債務者 石谷 篤史

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月10日まで

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第113号

名古屋市中川区服部4丁目904番地 ルピナス202号

再生債務者 中島 大介

- 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令和7年7月3日まで

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第35号 愛知県碧南市白沢町3丁目61番地19 再生債務者 丹羽 大輔 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月26日から令和7年7月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 鳥取地方裁判所民事部 令和7年（再イ）第50号 千葉県柏市中新宿1丁目1番41号 南柏グリーンハウスB-201号 再生債務者 高鍋建史郎 1 決定年月日時 令和7年5月26日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月14日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第46号 岡山市中区福泊149番地16 再生債務者 西川 道之 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前11時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月14日まで 鳥取地方裁判所米子支部 令和7年（再イ）第9号 札幌市中央区南5条西11丁目1287番地50 コードザ・ビースト405号 再生債務者 管野 泳香 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 札幌地方裁判所民事第4部 令和7年（再イ）第41号 千葉県松戸市五香2丁目16番地の30 再生債務者 杉浦 優 1 決定年月日時 令和7年5月23日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月20日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月27日から令和7年7月11日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第10号 鳥取県鳥取市緑ヶ丘2丁目107番地2リ ヴェール緑ヶ丘207号 再生債務者 寺田 優希 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年5月28日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月16日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再イ）第64号 神戸市中央区雲井通2丁目1番6-304号 再生債務者 エルハラル美和 1 決定年月日時 令和7年5月28日午後4時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月2日から令和7年7月16日まで 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年（再イ）第9号 愛媛県新居浜市垣生6丁目1番49号 再生債務者 櫻山 勇也 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月25日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月14日まで 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年（再イ）第33号 千葉県松戸市五香南3丁目28番地の19 吉岡アパート8号 再生債務者 鎌田 五月 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令和7年7月15日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 令和7年（再イ）第1号 静岡県菊川市本所1238番地の3 再生債務者 土井 敦史 1 決定年月日時 令和7年5月27日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月24日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月8日から令和7年7月29日まで 静岡地方裁判所掛川支部 令和7年（再イ）第62号 神戸市北区唐櫃台4丁目9番3号 再生債務者 宮園 武志	3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 福島地方裁判所 令和7年（再イ）第9号 福島県いわき市平字正内町37番地 コーポ大栄201 再生債務者 K R A I R I K S H P A N T H I P (旧姓後藤) 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 福島地方裁判所いわき支部 令和7年（再イ）第188号 東京都江東区北砂5-5-1 再生債務者 菊地 信明 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第193号 東京都墨田区京島1-1-1-713 再生債務者 鈴木 雄大 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部 令和7年（再イ）第201号 東京都杉並区上高井戸2-2-43-902 再生債務者 中西 有香 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年(再イ)第214号 東京都葛飾区お花茶屋3-24-25-408 再生債務者 藤田 守彦 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月31日まで 東京地方裁判所民事第20部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月17日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第21号 福岡県三井郡大刀洗町大字山隈2369番地6 再生債務者 高山 貴紀 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第69号 神奈川県綾瀬市深谷中4丁目22番26号 再生債務者 阿久津弘行 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月17日まで 大阪地方裁判所堺支部個人再生係	令和7年(再イ)第37号 北九州市若松区大池町13番8号 再生債務者 山浦 順一 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月1日から令和7年8月1日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第13号 静岡県富士市久沢2丁目9番65号 再生債務者 佐野 和美 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月17日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係	3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月18日まで 奈良地方裁判所	令和7年(再イ)第42号 東京都東久留米市下里2丁目2番18号 再生債務者 松平 直 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(再イ)第30号 京都市西京区松尾木ノ曾町7番地15 再生債務者 中西 征洋 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月14日まで 静岡地方裁判所富士支部破産係	3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月17日まで 広島地方裁判所民事第4部	令和6年(再イ)第54号 熊本市中央区島崎1丁目23番17号 再生債務者 浦野 隆義 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年8月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(再イ)第21号 堺市中区新家町546番地10 再生債務者 田辺 充彦 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月14日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 高松地方裁判所觀音寺支部	令和6年(再イ)第270号 横浜市旭区二俣川2丁目13番地3 フアミール幸栄407 再生債務者 小松 良二 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで 横浜地方裁判所第3民事部再生係
令和7年(再イ)第21号 堺市中区新家町546番地10 再生債務者 田辺 充彦 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後2時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月14日まで 京都地方裁判所第5民事部再生係	3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月10日から令和7年7月24日まで 高松地方裁判所觀音寺支部	令和7年(再イ)第34号 新潟市中央区西堀前通11番町1645番地3 再生債務者 稲森光太郎 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後3時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月25日まで 盛岡地方裁判所第2民事部
令和7年(再イ)第14号 群馬県伊勢崎市大正寺町252番地2 再生債務者 大島 一郎 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで 新潟地方裁判所民事部	3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 福岡地方裁判所久留米支部個人再生係	令和7年(再イ)第14号 群馬県三井郡大刀洗町大字山隈2369番地6 再生債務者 高山 貴紀 1 決定年月日時 令和7年5月29日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月26日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年8月1日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

<p>令和7年（再イ）第22号 静岡県袋井市高尾512番地の1 ハイムアカ 才 202号室 再生債務者 千葉 翔 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月7日から令和7年7月14日まで 静岡地方裁判所浜松支部再生係 令和7年（再イ）第7号 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野1678番地23 再生債務者 岡野 将也 1 決定年月日時 令和7年5月30日午後1時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月4日から令和7年7月11日まで 福岡地方裁判所直方支部 令和7年（再イ）第19号 佐賀市高木瀬東1丁目11番21号 再生債務者 田之上保久 1 決定年月日時 令和7年5月30日午前10時 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月27日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月11日から令和7年7月18日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係 小規模個人再生による書面決議に付する決定 令和7年（再イ）第7号 横浜市都筑区中川3丁目36番10-305号 再生債務者 安藤 浩子 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月13日まで 令和7年5月30日 横浜地方裁判所第3民事部再生係</p>	<p>令和7年（再イ）第17号 横浜市中区小港町1丁目1番地2 ビュー コート小港9号棟809号室 再生債務者 藤由 竜司 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月13日まで 令和7年5月30日 横浜地方裁判所第3民事部再生係 令和6年（再イ）第238号 東京都中央区銀座1-22-1-201(住民票上の住所) 東京都中央区月島1-8-1-1505 再生債務者 直井 健 1 決議に付する再生計画案 令和6年10月11日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月29日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第557号 東京都世田谷区羽根木1-10-11-203 再生債務者 山野 恵理 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月7日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月29日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第573号 東京都墨田区柿の木坂2-3-1-903 再生債務者 藤本庸一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月6日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月29日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第583号 東京都新宿区上落合2-8-1-403 再生債務者 田畑 正光 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月29日 東京地方裁判所民事第20部</p>	<p>令和7年（再イ）第19号 東京都中央区晴海2-2-42-4215 再生債務者 内田 博志 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月29日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第43号 東京都板橋区東新町2-24-15 ハイツ829 101号室 再生債務者 中平 伸一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月16日まで 令和7年5月29日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年（再イ）第51号 愛知県新城市平井字東長田32番地12 再生債務者 小黒 賢 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月18日まで 令和7年5月28日 名古屋地方裁判所豊橋支部 令和6年（再イ）第5号 群馬県沼田市新町359番地3 再生債務者 奥村 聖矢 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月29日 前橋地方裁判所沼田支部個人再生係 令和7年（再イ）第37号 埼玉県桶川市東2丁目10番13号 キューズ・ リヴィエール604号 再生債務者 松田比佐江 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月24日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月29日 さいたま地方裁判所第3民事部</p>	<p>令和7年（再イ）第6号 川崎市多摩区宿河原2丁目6番17-2号 再生債務者 笠原 浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月29日 横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和6年（再イ）第241号 名古屋市中村区高道町1-10-21 デュア リーナ本陣105号室(住民票上の住所) 名古 屋市天白区島田黒石1202番地 シティライフ 島田103号 再生債務者 渡邊 尊 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月29日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第5号 名古屋市東区泉1丁目5番11号 アースグラ ンデ泉1003号 再生債務者 乗田 翔太 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月29日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第42号 名古屋市中区丸の内2丁目18番5号-2 プ レサンス丸の内アデル302号 再生債務者 四宮 和樹 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月29日 名古屋地方裁判所民事第2部 令和7年（再イ）第1号 福岡県柳川市蒲生358番地3 再生債務者 田中啓一郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月20日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月19日まで 令和7年5月29日 福岡地方裁判所柳川支部個人再生係</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年（再イ）第1号 盛岡市黒川16地割19番地49 再生債務者 山内 真一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 盛岡地方裁判所第2民事部	令和7年（再イ）第11号 千葉県柏市増尾台3丁目8番58号 再生債務者 河野 佑平 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月23日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第13号 千葉県松戸市松戸新田332番地の2 プライ ムコート202号 再生債務者 玉橋 和浩 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 24日まで 令和7年5月27日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年（再イ）第96号 千葉県松戸市古ケ崎4丁目3614番地の1 再生債務者 高橋 宏行 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月15日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年5月29日 千葉地方裁判所松戸支部民事部
令和6年（再イ）第46号 茨城県那珂市福田1004番地5 再生債務者 吉原 信彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 水戸地方裁判所	令和6年（再イ）第103号 東京都東大和市狭山5丁目1645番地の5 再生債務者 森中 佳乃（旧姓中村） 1 決議に付する再生計画案 令和7年2月12日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年（再イ）第17号 千葉県流山市名都借230番地の7 再生債務者 星野 光一 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年5月28日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年（再イ）第52号 静岡県富士市松岡820番地の23 再生債務者 田代 孝幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年5月29日 静岡地方裁判所富士支部破産係
令和7年（再イ）第2号 栃木県真岡市大谷台町31番地3 再生債務者 池田 智美 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 宇都宮地方裁判所真岡支部	令和7年（再イ）第2号 長野県上伊那郡辰野町大字伊那富6098番地10 再生債務者 古村 泰幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月22日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 長野地方裁判所伊那支部	令和7年（再イ）第26号 千葉県松戸市西馬橋広手町80番地 セジュー ル光106号 再生債務者 菅原 圭 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年5月28日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第7号 愛知県丹羽郡大口町河北2丁目513番地 再生債務者 長屋 達郎 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月8日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年5月29日 名古屋地方裁判所一宮支部
令和6年（再イ）第13号 群馬県桐生市広沢町6丁目1025番地の11 再生債務者 小島 康平 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 前橋地方裁判所桐生支部	令和7年（再イ）第4号 千葉県松戸市東松戸3丁目5番地の7 ラグ ジュアリーガーデン東松戸802号 再生債務者 原 晋也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年5月26日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第30号 千葉県我孫子市並木5丁目6番16-305号 ロータリー・パレス我孫子 再生債務者 友利 祐介 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 25日まで 令和7年5月28日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第13号 堺市西区鳳南町5丁490番地8 センチュ リー・ハイツⅡ B201号 再生債務者 村山 元気 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月19日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年5月29日 大阪地方裁判所堺支部個人再生係
令和6年（再イ）第100号 千葉県流山市駒木台176番地の23、前住所千 葉県流山市美田103番地の20 ジュネス美田 B-102 再生債務者 森川 俊和 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月30日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月23日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和7年（再イ）第15号 千葉県我孫子市都部168番地(101号) サマッ クスエーリー ¹ 再生債務者 宮下 力也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 23日まで 令和7年5月26日 千葉地方裁判所松戸支部民事部	令和6年（再イ）第4号 福島県南相馬市原町区北原字岩見堀子187番 地 北原鈴木貸家8号棟 再生債務者 堀川 雄一 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月25日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年5月29日 福島地方裁判所相馬支部	令和6年（再イ）第14号 香川県観音寺市高屋町1728番地 再生債務者 森川 輝彦 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 26日まで 令和7年5月29日 高松地方裁判所観音寺支部

令和7年(再イ)第6号 北海道北広島市西の里東1丁目2番地8 再生債務者 中野 高志 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月28日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 27日まで 令和7年5月30日 札幌地方裁判所民事第4部	1 決議に付する再生計画案 令和7年5月13日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年5月30日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和7年(再イ)第25号 京都市右京区山ノ内養老町5番地1 パー ク・ホームズ615号 再生債務者 福山 昇 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月23日 付け再生計画案 2 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 30日まで 令和7年5月30日 京都地方裁判所第5民事部再生係 令和6年(再イ)第114号 北九州市小倉南区石田町7番43-1号 再生債務者 濱崎 篤 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月16日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで 令和7年5月28日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部	令和6年(再イ)第91号 熊本市南区八分字町2531番地3 再生債務者 松下 隆士 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで 令和7年5月28日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和6年(再イ)第92号 熊本市南区八分字町2531番地3 再生債務者 松下 聰美 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月24日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月18日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 18日まで 令和7年5月28日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年(再イ)第13号 神戸市北区鹿の子台南町6丁目31番2号 再生債務者 福本 篤史 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月29日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月29日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年(再イ)第26号 神戸市垂水区舞多聞西7丁目2番2号 再生債務者 篠川 智也 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月29日 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係 令和7年(再イ)第16号 岡山市東区広谷514番地5 再生債務者 小笠原理恵 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月26日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月29日 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年(再イ)第33号 岡山市中区雄町298番地11 再生債務者 田口 篤 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月21日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月29日 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年(再イ)第40号 岡山市北区三野本町2番46号 エクセル三野 101 再生債務者 小野 英明 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月27日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月29日 岡山地方裁判所第3民事部 令和7年(再イ)第3号 山口県岩国市青木町3丁目3番26号 再生債務者 江元 宏美 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月14日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月29日 山口地方裁判所岩国支部
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和6年（再イ）第86号 熊本県上益城郡益城町大字広崎1035番地6 再生債務者 川上 裕平 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月2日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月19日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 19日まで 令和7年5月29日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係 令和7年（再イ）第4号 新潟県柏崎市大字下田尻866番地3 再生債務者 笠原 康幸 1 決議に付する再生計画案 令和7年4月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和7年（再イ）第4号 兵庫県たつの市神岡町奥村28番地1 再生債務者 三枝 大之 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月1日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 神戸地方裁判所龍野支部個人再生係 令和6年（再イ）第76号 熊本市東区花立3丁目17番2号 再生債務者 源鴨こと 源島 史隆 1 決議に付する再生計画案 令和7年3月17日 付け再生計画案 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年6 月20日 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年6月 20日まで 令和7年5月30日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

小規模個人再生による再生計画取消 令和元年（再イ）第71号 岐阜市長良東3丁目241番地2 再生債務者 松村 憲一 1 主文 本件再生計画を取り消す。 2 理由の要旨 令和2年12月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条1項2号に定める事由がある。 令和7年5月28日 岐阜地方裁判所 小規模個人再生による再生手続廃止 令和7年（再イ）第43号 千葉県習志野市秋津5丁目2番13-1号 再生債務者 宮崎 拓之 1 主文 本件再生手続を廃止する。 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条1号に定める事由がある。 令和7年5月29日 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係 小規模個人再生による免責決定 令和7年（モ）第10010号 三重県津市羽所町545番地 再生債務者 奥野 逸生 1 主文 再生債務者を免責する。 2 理由の要旨 再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条1項各号に定める事由がある。 令和7年5月30日 津地方裁判所再生係 小規模個人再生による変更再生計画認可 令和4年（再イ）第26号 香川県高松市牟礼町牟礼2523番地3 マリオン八栗605号 再生債務者 田井 涼司 1 主文 本件変更再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月27日 高松地方裁判所民事部破産・再生係	給与所得者等再生による再生手續開始 令和6年（再口）第25号 さいたま市桜区町谷4丁目27番3号 再生債務者 小沼 洋貴 1 決定年月日時 令和7年5月29日午後5時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月19日まで 4 一般異議申述期間 令和7年7月3日から令和7年7月10日まで さいたま地方裁判所第3民事部 令和7年（再口）第1号 千葉県松戸市千駄堀1500番地の13 平和マンション205号、前住所東京都練馬区氷川台3丁目40番11号 SAMONS 101号 再生債務者 岩元裕太郎 1 決定年月日時 令和7年5月26日午後3時 2 主文 再生債務者について給与所得者等再生による再生手續を開始する。 3 再生債権の届出期間 令和7年6月23日まで 4 一般異議申述期間 令和7年6月30日から令和7年7月14日まで 千葉地方裁判所松戸支部民事部 給与所得者等再生による再生計画認可 令和6年（再口）第10028号 東京都葛飾区奥戸2-17-18-312 奥戸八ウス 池田方 再生債務者 榊 早苗（旧姓本橋） 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年5月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年5月29日 東京地方裁判所民事第20部 所有者不明土地管理命令に関する異議の催告 次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和7年（チ）第3号 秋田県横手市平鹿町醍醐字浅舞山13番地74 申立人 秋田県雄物川筋土地改良区 （亡伊藤ツネの最後の住所）秋田県横手市大森町宇賀生田245番地27 （亡伊藤多一の不動産登記記録上の住所）平鹿郡十文字町佐賀会字石川原92番地2 所有者 （亡伊藤多一承継人）亡伊藤ツネ相続財産 届出期間満了日 令和7年7月22日 令和7年5月21日 秋田地方裁判所横手支部 (別紙) 物件目録 所在 横手市十文字町仁井田字朴木 地番 153番 地目 畑 地積 194平方メートル 令和7年（チ）第1号 富山県高岡市長慶寺945番地 申立人 セイケン工業株式会社 住所・居所 不明 共有者 金谷善六 住所・居所 不明 共有者 菊地治平 住所・居所 不明 共有者 紅谷理右工門 住所・居所 不明 共有者 金谷善次郎 住所・居所 不明 共有者 金谷善右工門 住所・居所 不明 共有者 鎌仲六右工門 住所・居所 不明 共有者 鎌仲九八郎 住所・居所 不明 共有者 上野佐吉 住所・居所 不明 共有者 表清松 住所・居所 不明 共有者 表覚右工門 住所・居所 不明 共有者 若林平三郎 住所・居所 不明 共有者 表覚平 住所・居所 不明 共有者 澤興三郎 住所・居所 不明 共有者 澤田善助 住所・居所 不明 共有者 田中二右工門 住所・居所 不明 共有者 廣沢三九郎

住所・居所 不明
共有者 田中源平
住所・居所 不明
共有者 表源左工門
住所・居所 不明
共有者 鎌仲孫作
住所・居所 不明
共有者 澤与三郎
住所・居所 不明
共有者 沢田善助
住所・居所 不明
共有者 金谷善六
住所・居所 不明
共有者 沢与三郎
住所・居所 不明
共有者 表覚助
住所・居所 不明
共有者 上野左次平
住所・居所 不明
共有者 上野又平
住所・居所 不明
共有者 東庄次郎
住所・居所 不明
共有者 嵐峨宇太郎
住所・居所 不明
共有者 紅出善吉
住所・居所 不明
共有者 若林太平
住所・居所 不明
共有者 向島作之助
住所・居所 不明
共有者 南清太郎
届出期間満了日 令和7年7月23日
令和7年5月23日 富山地方裁判所高岡支部
(別紙) 物件目録

1 所在 水見市諒訪野
地番 162番
地目 田
地積 140平方メートル
共有者 金谷善六、菊地治平、紅谷理右工門、
金谷善次郎、金谷善右工門、鎌仲六右工門、
鎌仲九八郎、上野佐吉、表清松、表覚右工門、
若林平三郎、表覚平、澤與三郎、澤田善助、
田中二右工門、廣沢三九郎、田中源平、表源
左工門、鎌仲孫作共有持分 各19分の1

2 所在 水見市諒訪野
地番 163番
地目 田
地積 40平方メートル

共有者 金谷善六、菊地治平、紅谷理右工門、
金谷善次郎、金谷善右工門、鎌仲孫作、鎌仲
六右工門、鎌仲九八郎、上野佐吉、表清松、
表覚右工門、若林平三郎、表覚平、澤与三郎、
沢田善助、田中二右工門、廣沢三九郎、田中
源平、表源左工門、金谷善六共有持分 各20
分の1
3 所在 水見市諒訪野
地番 164番
地目 田
地積 60平方メートル
共有者 金谷善六、鎌仲孫作、鎌仲九八郎、
沢与三郎、田中二右工門、菊地治平、表覚右
工門、紅谷理右工門、表覚助、金谷善右工門、
表覚平、上野左次平、田中源平、上野又平、
金谷善次郎、沢田善助、廣沢三九郎、東庄次
郎、嵯峨宇太郎、上野佐吉、鎌仲六右工門共
有持分 各21分の1
4 所在 水見市諒訪野
地番 166番
地目 田
地積 330平方メートル
共有者 紅出善吉、鎌仲孫作、鎌仲九八郎、
沢与三郎、田中二右工門、菊地治平、表覚右
工門、表覚助、金谷善右工門、表覚平、上野
佐次平、田中源平、上野又平、金谷善次郎、
沢田善助、廣沢三九郎、東庄次郎、嵯峨宇太
郎、上野佐吉、鎌仲六右工門、金谷善六共有
持分 各21分の1
5 所在 水見市諒訪野
地番 165番
地目 田
地積 36平方メートル
共有者 廣沢三九郎、紅出善吉、金谷善六、
菊地治平、上野左次平、紅谷理右工門、若林
太平、向島作之助、金谷善次郎、金谷善右工
門、鎌仲孫作、鎌仲六右工門、鎌仲九八郎、
上野佐吉、表清松、表覚右工門、若林平三郎、
南清太郎、表覚平、澤与三郎、沢田善助、田
中源平、田中二右工門、表源左工門共有持分
各24分の1
令和7年(チ)第1号
愛知県豊橋市東小鷹野1丁目4番地1
申立人 岡田 雅道
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 兵庫県武庫郡本
庄村深江字垣添657番地
所有者 篠野 秀雄
届出期間満了日 令和7年7月16日
令和7年5月22日
名古屋地方裁判所豊橋支部

(別紙) 物件目録
所在 豊橋市東小鷹野1丁目
地番 4番4
地目 畑
地積 40平方メートル
令和7年(チ)第2号
広島県福山市神辺町字道上34番地15
申立人 後藤 由季
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 御調郡三原町大
字三原1720番邸
共有者 吉本小三郎
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所) 御調郡西野村
224番邸
共有者 羽田重次郎
届出期間満了日 令和7年7月22日
令和7年5月22日 広島地方裁判所尾道支部
(別紙) 物件目録
所在 三原市西町2丁目
地番 1252番
地目 宅地
地積 7.80平方メートル
不明共有者 吉本小三郎の共有持分 4分の
1
不明共有者 羽田重次郎の共有持分 4分の
1
令和7年(チ)第4号
大分県中津市大字上宮永1085番地
申立人 高野さと子
住所・居所 不明
所有者 人民共有地
届出期間満了日 令和7年7月10日
令和7年5月22日 大分地方裁判所中津支部
(別紙) 物件目録
所在 中津市大字上宮永字五両
地番 341番
地目 墓地
地積 3.30平方メートル
令和7年(チ)第5号
大分県中津市大字上宮永1085番地
申立人 高野さと子
住所・居所 不明
所有者 上山 忠藏
届出期間満了日 令和7年7月10日
令和7年5月22日 大分地方裁判所中津支部

(別紙) 物件目録
所在 中津市大字上宮永字五両
地番 345番
地目 墓地
地積 13平方メートル
令和6年(チ)第7号
沖縄県中頭郡西原町字我謝58番地
申立人 平良 幸子
住所・居所 不明
(不動産登記記録上の住所)(記載なし)
所有者 不明(管理者)琉球政府
届出期間満了日 令和7年7月22日
令和7年5月20日 那霸地方裁判所
(別紙) 物件目録
所在 中頭郡西原町字安室後原
地番 155番
地目 畑
地積 230平方メートル
会社その他のお知らせ
組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更するところにいたし
ました。組織変更後の商号は株式会社花桃としま
す。この組織変更に異議のある債権者は、本公告
掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月九日
仙台市宮城野区福室1111-111-115-A
1〇一 合同会社花桃
代表社員 加藤 明美
組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更するところにいたし
ました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月九日
東京都稲城市矢野口11111-111四
1〇一 合同会社
代表社員 矢野 雅幸
組織変更公告
当社は、株式会社に組織変更するところにいたし
ました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲
載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
令和七年六月九日
東京都世田谷区三軒茶屋1丁目7番14
〇六 合同会社101a
代表社員 中田 伊織

<p>組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル二F マージナルス合同会社 代表社員 塚原 怜</p>
<p>組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 神奈川県横浜市港北区新吉田町五五八七一六 合同会社 Wild Zest 代表社員 橋本 鶴謹</p>
<p>組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 神奈川県横浜市港北区新吉田町五五八七一六 合同会社 Wild Zest 代表社員 橋本 鶴謹</p>
<p>組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 湯沢まちづくり合同会社 代表社員 鈴木 孝志</p>
<p>組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 神奈川県南魚沼郡湯沢町一九二〇番地の一 沖縄県那覇市泊二丁目二三番地七 合同会社 Wild Zest 代表社員 大竹 家嗣</p>

<p>組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 沖縄県那覇市泊二丁目二三番地七 合同会社 Wild Zest 代表社員 大竹 家嗣</p>
<p>組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 大阪市淀川区西中島三丁目一四番二〇一六 ○一号 合同会社 グローバルマネジメント 代表社員 草刈 混生</p>
<p>組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 大阪市淀川区西中島三丁目一四番二〇一六 ○一号 合同会社 グローバルマネジメント 代表社員 草刈 混生</p>
<p>組織変更公告 当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 大阪市淀川区西中島三丁目一四番二〇一六 ○一号 合同会社 グローバルマネジメント 代表社員 草刈 混生</p>
<p>資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を六百万円減少し二百万円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 宮城県仙台市若林区荒井四丁目二六番地九 号 DYSTUDIO 合同会社 ローカリズムジャパン 代表社員 林 芳朋</p>

<p>資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を二千七百万円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 沖縄県那覇市泊二丁目二三番地七 合同会社 Lettuce Lake 代表社員 仲地 紀哉</p>
<p>資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を二千七百万円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。</p> <p>令和七年六月九日 東京都千代田区大手町一丁目九番二号 Dexterity-SC Japan 株式会社 代表取締役 尾山昌太郎</p>
<p>基準日設定につき通知公告 当社は、令和七年六月二十四日を基準日と定め、同日十二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を一〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。</p> <p>令和七年六月九日 大阪市西成区天下茶屋一丁目二二番一八号 道券商事有限会社 代表取締役 道券千恵子</p>
<p>資金の額の減少公告 当社は、資本金の額を金九百九十九万円減少し金一千万円とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年八月一日であり、株主総会の決議は、令和七年五月二十六日に終了しておられます。</p> <p>令和七年六月九日 大阪市大字羽田一一三四番地の一 株式会社 COCOLO JAPAN 代表取締役 内田 徹</p>

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

仙台市若林区御町四丁目二番地

仙台中央市場運送株式会社
代表取締役 大沼 秀行

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

東京都中央区八丁堀二丁目二七番一〇号
東日本建設業保証株式会社
代表取締役社長 栗田 卓也

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

東京都千代田区鍛冶町二丁目二番二号
電機資材株式会社
代表取締役 元松 廣議

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年七月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

東京都千代田区鍛冶町二丁目二番二号
電機資材株式会社
代表取締役 元松 廣議

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

神奈川県藤沢市鵠沼神明一丁目一番七号
株式会社藤沢市興業公社
代表取締役 山口 剛

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

神奈川県横須賀市田浦港町無番地
横荷企業株式会社
代表取締役 佐藤 秀基

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

神奈川県横須賀市田浦港町無番地
横荷企業株式会社
代表取締役 佐藤 秀基

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年六月二十五日開催予定の定期株主総会において、株式に係る株券を発行する旨の定款の変更が承認可決されることにより、令和七年六月二十六日から効力を生じ、当社の株券は、この決議による定款の変更の効力は、令和七年六月二十五日開催予定の定期株主総会において当該定款の変更が承認可決されることにより、令和七年六月二十六日から効力を生じ、当社の株券は、

同日をもって無効となります。

令和七年六月九日

新潟県長岡市城内町二丁目二番地四
大光リース株式会社
代表取締役 和田 司

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年六月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

福岡県福岡市中央区大名二丁目四番二二号
西日本ビル株式会社
代表取締役 中園 幸滋

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

静岡県浜松市中央区常盤町一四五番地の一
ジーニーアルライト株式会社
代表取締役 下北 良

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

京都市南区吉祥院三ノ宮町一〇〇番地
京都トヨタ自動車株式会社
代表取締役 芳賀 将英

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

茨城県水戸市住吉町二五四一五
ブレミア ロジスティクス プライベイ
トリミテッド

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

本籍長野県諿訪市諿訪二丁目一〇〇二四番地、最後の住所東京都立川市羽衣町一丁目一番一九〇九号
アサラブリゲ・ナンディカ
ト 日本における代表者 セナディー・ラ・ディーラ・アサラブリゲ・ナンディカ

定款変更につき通知公報

当社は、令和七年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日

高崎市久慈郡大子町大字小生瀬四〇五三番地
の二 株式会社大藤組
規約型確定給付企業年金清算人 小林嘉美子

限定承認公告

右被相続人は推定令和六年十二月二十九日死亡し、その相続人は令和七年五月二十六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から

二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年六月九日
千葉県習志野市秋津一ー三ー二ー五〇二
限定承認者 関 秀彦

訂正公告

令和七年五月三十日(号外第一二〇号)掲載の

第百十四期決算公告(粹組)中、「代表取締役社長(西原 久雄)」とあるは、「代表取締役社長(西原 久雄)」の誤りにつき訂正いたします。

令和七年六月九日
愛知県刈谷市新栄町二丁目三八番地
代表取締役社長 河井 康司

取消公告

令和七年五月三十日掲載の当社の株式交付公告

は取消します。

令和七年六月九日

神戸市中央区海岸通五番地

株式会社デジタルキュー
代表取締役 小賀 浩通

令和七年六月九日
山口県宇部市大字船木一四番地八
宮本工業株式会社
代表取締役 松原 豊一
ル九階 a n d L E G A L 弁護士法人
限定承認者 高原 由里
代理人弁護士 花村総一郎

遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

名古屋市中区錦三丁目五番三〇号三晃錦ビル

令和七年六月九日
当社は、令和七年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月九日
当社は、令和七年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公表します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。